

第419回南国市議会定例会会議録

第2日 令和2年12月8日 火曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

16番 岡崎 純男

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 土橋 愛	環境課長 谷合成 章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 山崎 伸二	上下水道局長 橋詰 徳幸

会計管理者兼 参事兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	監査委員 事務局局長	天 羽 庸 泰
農業委員会 事務局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

＊

議会事務局職員出席者

事務局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

＊

議事日程

令和2年12月8日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。6番西本良平議員。

〔6番 西本良平議員発言席〕

○6番（西本良平） おはようございます。なんこく市政会の西本でございます。9月議会と同様に一番くじを引きまして、トップバッターを務めさせていただきます。

私が今議会に通告をしています質問は3項目であります。順次質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

その前に、新型コロナウイルスは全国的にも第3波と言われるものが起こっておりまして、北海道から九州までたくさんの方々が今感染をしており、本県でも5日連続二桁の感染をして

おるといふことで、大変危惧しておるところでございますが、これから寒い時期を迎えるに当たり、インフルエンザ等々のダブル感染、そんなことも心配されますが、何とかこの状態で収束してもらうことを願うばかりでございます。

それでは、まず最初の質問に移らせていただきます。

今回の質問の中で、国営圃場整備事業についてでございます。

本年3月から本同意を徴集開始されまして、事業の施行申請を行い、11月7日付で事業計画の確定をしたとお聞きをいたしました。南国市におきましては、本市発足以来、一貫として農業を中心とした1次産業を重要な産業と位置づけ、今日まで発展を続けてまいりました。とりわけ農業では、香長平野を中心とした稲作農業は、県下屈指の稲作地帯であり、米が年に2度取れる二期作が盛んに行われてまいりました。また、戦後はだんだんとビニールハウスが普及をし、施設園芸が盛んに行われるようになり、シシトウやピーマン、小ナス、オオバ、ニラなど、70品目にも及ぶ少量多品目栽培が定着をいたしまして、稲作プラス施設園芸といった形態が出来上がり、農業所得が大幅に向上し、発展を遂げてまいりました。一方、冬野菜を中心とした露地野菜も多く面積が栽培をされ、キャベツ、白菜、大根、中国野菜などが出荷されるようになり、また夏野菜ではオクラが栽培をされ、全国的にも知られる一大野菜供給基地として発展をしてまいりました。しかしながら、御承知のように、近年農業従事者の高齢化や後継者不足などによりまして、その栽培面積は大きく減少をいたしております。一方、稲作につきましては、全国的に見ても近年大規模化が進み、担い手として地域の多くの農地をカバーをしております。このように、農地を担い手に集積することで稲作農家は規模拡大を行っておりますが、現状では農地の区画が小面積であることから効率が悪く、集積にも限界があるようにも感じるところでございます。

このような中、本市は、前市長でございました橋詰市長が本市農業の発展を願い、国営圃場整備を最後のチャンスと捉え、この事業実施に向け動き出し、現平山市長へと引き継がれたと認識をしております。そして、その作業は着々と事業実施に向け進めてまいりました。これらの過程では多くの困難や努力があったと推察いたしますとともに、地権者の御理解、そして担当課長をはじめ関係します職員の皆様方の並々ならぬ努力に対しまして、心から敬意を表したいというふうに思います。

しかしながら、本事業を成功させるためには、これからの大切でございます。大仕事でございます。

そこでお尋ねいたします。

まず最初に、本事業へ着手した本市としての目的と経過につきましてお伺いをいたします。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 西本議員の御質問にお答えいたします。

まず、本事業の目的であります。耕作放棄地の解消と発生の防止、併せて露地野菜などの高収益作物栽培による稼げる農業の実現を目的としております。西本議員の先ほどの御質問にもありましたとおり、市内の農業者数は高齢化や後継者不足により減少しており、将来耕作できない農地が増え、地域の農業が守れなくなるおそれがあります。本事業によりまして、形の悪い農地や狭い農地を1枚にまとめ、併せて周辺の農道や水路を整備することで耕作しやすい農地を作り、農作業の労力軽減や将来耕作が難しくなる農地を担い手に貸しやすくし、耕作放棄地の発生を防ぎ、地域の農地や農業を守ってまいりたいと考えております。同時に露地野菜など、収益性の高い農作物も耕作できる農地に整備していくことで、本市の農業生産額を向上させ、農業振興を図ってまいりたいと考えております。

これまでの経過といたしましては、平成25年度から国営圃場整備事業実施に向けた意向調査を開始し、平成29年12月から仮同意徴集を開始いたしましたが、平成30年3月時点で同意率が目標に達しなかったことから、当初令和元年度だった着工予定が1年延期となりました。令和元年度からは、同意率100%を目指し、地元圃場整備員の皆様方と本同意徴集に向けた説明会等の取組を進め、本年3月から本同意徴集を開始し、7月の事業施行申請を経た上で、11月7日付で事業計画が確定したところであります。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。担当課長から丁寧に目的やその経緯につきまして御答弁をいただきましたが、これから後の私の質問に大きく影響いたしますので、ここで市長にお尋ねをいたします。

市長、来年7月には市長選挙がございます。この市長選挙の問題につきましては、後ほど、る議員皆様方から詳しく質問される予定でございますので、私のほうからは、この2期目への挑戦の思いについて、まず市長にお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 2期目の思いということでございます。私、平成29年8月6日に就任させていただいて、約3年4か月たったところでございます。その中で、たくさんの事業、大型事業も含めまして、そのときに橋詰市政から引き継いだ事業に対しまして、何とかそれを形にして推進できるような結果につなげていきたいという思いで、この3年4か月取り組んでまい

りました。その中の一つの事業が国営圃場整備事業でございます。

この国営圃場整備事業、平成29年度に仮同意の徴集を始めたところでございます。その年に私、就任させていただきました。その29年度末の時点で仮同意率がまだ80%ということで、非常にその事業を進めるに当たって、事業効果からいうとまだまだ事業効果が上がるような状況では同意率はなかったということもございました。そこで、何とかもう一年、事業を延長していただけないかというお願いも国に対してさせていただいて、何とかこの圃場整備をもう一年、仮同意を延ばしていただくということになりました。非常にそのときは苦しい思いをした記憶がございます。結果的には、先ほど田所課長からも申し上げましたとおり、今年3月からの本同意を集めた結果、同意率が96%という同意をいただいて、この事業を前向きに進めることができるようになったわけでございます。この事業につきましては、本年11月7日に事業計画も確定し、これから実際事業が進むようなことになりました。これにつきましては、本当に感無量の思いでございます。しかしながら、まだこれから先が大変でございます。来年4月からの本格的な事業着手に向けて、今土地改良区の設立に向けた準備もしているところでございます。来年4月からの設立ということもあります。

また、それから営農についてももちろん、どのようにこの南国市の農業を守っていくのかという、どういうふうに移る農業に転換していくのかという大きな課題もございます。そういった課題を確実に進めていくためには、まだまだこれからの施策が重要になってまいります。そういった圃場整備の流れというものを確実に進めていきたいという思いは、私ももちろんございます。今、3年4か月で、あと残り8か月ということになったわけでございますが、この圃場整備の流れを確実なものにする、そのためにもう一期、私も頑張つてまいりたいと決意も固めているところでございます。もう来年の市長選挙にも出馬させていただいて、この圃場整備の力強い流れを作っていきたいと考えておるところでございますので、ぜひとも西本議員さんのお力添えもよろしくお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。今、まさに市長のお口から2期目はしっかりとこの事業を仕上げる、そして今までやってきた課題についても思いがあるでしょう。やるという、今、意気込みをお聞きをいたしまして、ほっとしておると同時に、熱い意気込みをこれからどうかこの圃場整備の完工に向けて取組を進めていっていただきたいなと思います。

それでは、こういったことを軸にこれから後の質問をさせていただきますが、市民の皆様方にも分かりやすくするためにも、この事業の概要、特に団地数でありますとか受益面積、こう

いったものを簡潔に、担当課長からお伺いをさせていただきます。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 国営圃場整備事業では、農地を整理する区画整理と併せまして、稲生団地では農業用排水施設の整備を行う計画となっております。区画整理による整備は、浜改田西部で51.3ヘクタール、里改田74.5ヘクタール、片山65.8ヘクタール、稲生88.6ヘクタール、下島9.7ヘクタール、久枝7.1ヘクタール、本村5.5ヘクタール、王子中・南21.4ヘクタール、物部9.3ヘクタール、能間21.4ヘクタール、住吉野30.1ヘクタール、堀ノ内20.1ヘクタール、廿枝52.9ヘクタール、北小籠16.6ヘクタール、国分47.7ヘクタール、以上、市内15の団地合計で522ヘクタールとなっております。この区画整理と稲生団地での農業用排水事業を合わせた市全体での受益面積は、526ヘクタールとなっております。

事業期間といたしましては、令和11年度までの10年間で、総事業費は、区画整理と農業用排水事業を合わせて210億円となっております。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。この質問、何で分かったようなことをするかと、これ、分かっているのは我々なんです。地権者の方もそうでしょうが。普通、一般の市民の方は、これあまり分かってないと思うんです。何名かの方にもお聞きしましたが、圃場整備って、今何しゅうでよ、どうなりゅうでよっていうお話がございましたんで、あえてこういった質問をさせていただいたところでございます。その流れを知るためにも、この事業着工までとこれから着工からの手続、そしてスケジュールなども簡潔にひとつお伺いしたいと思いますが、担当課長よろしくお願いします。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 市政報告で市長が申しあげましたように、11月7日付で事業計画が確定し、これをもちまして国が工事に着手できることとなりました。本年3月から事業施行申請に必要となる本同意徴集を進めてまいりましたが、この本同意徴集が事業着工までの間の最も大きな手続であったと感じております。特に同意徴集の時期が田植時期と重なるだけでなく、新型コロナウイルスへの感染が心配される中での同意徴集となりましたが、地元圃場整備委員会ほか関係者の皆様方の御協力のおかげで、96%を超える多くの地権者の皆様方から事業への御理解をいただいたことで、7月には事業施行申請が国に提出されたところであります。

次に、事業着工後の今後の手続につきましては、大まかな流れといたしまして、詳細な設計の作成、換地、工事、登記の手続を団地ごとに進めていくこととなります。

詳細な設計の作成といたしましては、これまでの地元説明会で地域の皆様方に整備構想図案をお示しして事業の説明を行ってまいりましたが、これから農地の高さや事業区域の境界を測量した上で、地域の皆様方の御意見を伺いながら、実施計画を作成していくこととなります。

換地につきましては、実施計画を基に地権者の皆様方の意向を踏まえて換地計画原案を作成し、地権者全員の了承を得た上で工事に進むこととなりますが、この時点で、耕作者である担い手の計画も作成してまいりたいと考えております。

工事は、実施計画及び換地計画原案を基に実施してまいりますが、面積の大きな団地では複数年かかる見込みであり、団地をブロック分けして工事計画を立て、工事に取りかかることとなります。

最後に、登記に向けた手続となりますが、まず工事後の農地面積を一筆ごとに測量した上で換地計画書を作成し、再度、地権者全員の了承を得た上で登記へ進むこととなります。登記は換地処分に伴い行われますが、併せて換地の清算も行うこととなります。これらの手続を団地ごとに進め、今、令和11年度で全団地を完了する計画となっております。同時に、先ほど申し上げました換地計画原案の作成や換地の清算を行うためには土地改良区が必要であり、既存の土地改良区が存在する稲生、久枝を除く13団地で構成される高知南国土地改良区の設立に向けた準備を進めているところであります。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） 本当に丁寧ありがとうございます。これは、これから一つの、換地手続も含めて登記まで、そして清算、そういった流れをずっとたどって、本当に慎重に作業が進められるものということがよく分かったわけですが、先ほど市長も言われておりましたけども、この事業を遂行していくためには、土地改良区の存在といいますか、必要性が非常に高いというふうにもお聞きをいたしました。どうかこの土地改良区の設立に向けた動きにつきましては適切な動きをされて、早急にお取組をいただいて、この事業が順序よく遂行されるように願うものでございます。

いよいよこっから後の質問が今回の私の本来の主題でございます。ここからは農林水産課長のほうに基本的には流れになってまいりますが、これらを踏まえまして、これからいよいよ完工後にはこの農地をどういうふうに生かしていくのか、これは多分、国のほうからも、この農地の在り方については随分と協議の中で言われてきたことやないかなという推測をしておるところでございますが、やはり今、担い手も不足をしております。これはもう現場で作業される方々のお口からもよく聞こえてくるのは、幾ら頭をひねって探しても担い手が足らんという声

がよく聞かれるわけでございます。ということは、今の地元での地権者からの担い手ではなかなか厳しいものがあるというふうに受け止めるところでございますが、これは南国市内で新たな事業参入、いわゆる個別経営体としての農業参入をどうするのか、あるいはUターン、Iターンを含めた県外からの方々への経営に対する参画をどう促していくのか、いろんな角度があると思うんです。だから、今一番先にやらないかんのは、これから圃場整備事業の振興と同時に、あるいは同時以上に、もう待ったなしの段階でやらなければならないのは、私は人材育成、すなわち担い手の発掘であろうというふうに思うところでございます。

そこでお尋ねをしていきたいと思うんですが、この南国市の担い手につきまして、人材育成、これにつきまして、所管課ではどのように今考えておられ、進めていかれるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 本市における農業の担い手対策でございますけれども、新規就農される方に対しましては、国の農業次世代人材投資事業（経営開始型）による支援、また農業次世代人材投資事業の準備型、また担い手支援事業による研修時の支援をはじめといたしまして、様々な補助金等を活用した支援を行い、研修後におきましても、県、市、JA、指導農業士との連携によりまして、きめ細やかなフォローができるよう取り組んでおります。

また、今年はオンライン参加となりましたけれども、例年、東京や大阪での新・農業人フェアや移住フェアに参加をいたしまして、新たな企業の農業参入を含めた担い手の創出も図っているところでございます。そして、先日、四国電力株式会社と本市における農業参入に向けた連携協定を締結をしたところでありますけれども、国営圃場整備事業で500ヘクタールを超える基盤整備を行うに当たり、既存の生産者の規模拡大というのはもちろんでございますが、企業等の農業参入にもターゲットを広げながら、県と連携して新たな担い手づくりを目指し取り組んでいるところでございます。

また、施設園芸で新規就農者が経営開始するに当たっての一番の課題であり、経済的に大きなリスクともなるハウスの確保という部分につきまして、市で整備したハウスを安価に活用していただき、就農当初の経済的な不安やリスクの軽減を図り、本市での定着促進、また本市への新規就農者の呼び込みを図るということを意図しまして、本市で今年度、約1,100平方メートルのシントウ生産を想定したハウスを西山地区に整備をしているところでございます。もちろん、現在圃場整備を計画している地域におきましても、企業の農業参入や一般の規模拡大農家に対する施設園芸用地の設定を今後行っていくということにはなりますので、サポートハウ

スの卒業生が新たな団地の中に入って持続的に農業経営ができるような流れ、南国市で就農すれば、経営開始から規模拡大まで一貫した支援が受けられるといった流れをつくることで、産地としての持続性を高めていく取組として進めてまいりたいと考えております。

今後も、担い手対策は農業施策の中でも特に重要課題と位置づけながら、継続して取り組んでまいります。以上です。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。人材育成っていうこの問題が一番難しい問題であろうと思いますが、いろんな角度から検証しながら、この受入れ体制といいますか、担い手を作っていく、そういう覚悟が要るんじゃないかなというふうに思うんですが。これ、2問目で、この中で2つほどあるんですが、1つは、簡単で結構ですが、研修時の支援をという答弁がございました。これらにつきましては、どういう研修支援なのかっていう、想定で結構ですので、どういうことを支援していくか、研修については。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 本市での新規就農を希望される方につきましては、直接市役所のほうに来庁され相談を受ける場合や、農業会議やJ A、県等の関係機関を通じまして相談を受ける場合などございますけれども、先ほど申し上げました農業次世代人材投資事業の準備型、また担い手支援事業による研修時の支援、それから農業次世代人材投資事業（経営開始型）による、経営開始後の支援の御説明をさせていただいた上で、しっかりとした技術を身につけていただき、持続性のある農業経営してもらうために、県の農業担い手育成センターでの基礎的な研修から指導農業士の下での実践的な研修につなげ、就農時には地域と密着した経営開始に結びつけることができるよう取り組んでおります、また、いずれの場合におきましても、県、市、J A等で組織している南国市担い手育成総合支援協議会の中で情報共有を行いながら、研修先のマッチングや様々なフォローについて取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。

また、3点目に、東京や大阪での新・農業人フェアや移住フェアに参加を例年しておることが答弁にございましたが、これらについての、今後、それらが実りそうなかどうか、実際参加してみて効果があるのかどうか、少しお尋ねします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 新・農業人フェア等で、企業とか、あと一般の移住をしたい方

とか、あと高知県に帰って農業してみたいとか、様々な御相談があるとはお聞きしておりますけれども、そこから就農のほうへ結びついた方っていうのは、今のところはないという状況でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） なかなか、県外に出向いていっても、本当に現場を見て農業の夢を膨らませていただいて、机上論で物を言うだけじゃなくて、やっぱり現場を見た上で、就農希望者が足元を見据えながら、しっかりと地についての感覚でこの問題に向き合わないと、なかなか育っていかないのかなという気が、今するところでございます。

次に、先日、新聞、テレビでも報道されましたが、直接はこの圃場整備と関わりませんが、かなり間接的には、特にスマート農業の関係については関連もございまして、四国電力さんが南国市の植田に進出をさせていただいて、JA高知県とも南国市とも協定をして、これからの新しい農業の方向性を目指す、これは非常に結構なことやというふうに私も思うところでございますが、この協定内容を簡単に御説明いただきたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 四国電力との連携協定につきましてでございますが、高知県、南国市、高知県農業協同組合、四国電力株式会社の4者による連携協定ということになりますけれども、南国市の役割といたしましては、各種補助制度による支援、ハウス整備に必要な用地の確保、雇用確保への支援、営農に必要な関係各所との調整などに取り組むこととなっております。また、四国電力は、計画に沿ったハウス等の整備、安定した営農、そして雇用の創出、スマート農業技術の開発・推進、そして高知県IOPプロジェクトとの連携、地域農業の振興、最後に地域振興への寄与などに取り組むこととなっております。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。この中でも、雇用の問題もそうでしょうけれども、私はスマート農業の技術開発というのは、非常に魅力があるんじゃないかなと。この事によってこれからやろうとする企業参入の農業者、個別経営体も含めまして、このスマート農業技術というものが、どういうふうにこれからの野菜作り、露地野菜、あるいは施設園芸に生かされていくのか、あるいは水稲でもそうです。水稲は、一番今、日本中の企業がやっておりますけれども、自動化が進んでおりますし、そういう意味では期待を持ってこれから注視をしていきたいなど。特にまた市長のほうにも、また担当の村田副市長にも出向いていただいて、順次、四国電力の技術屋の皆さんとも、たまには顔を合わす機会も作ってもらいたいなというふうに

願っておるところでございます。

次に、今のお答えの中で、南国市で就農すれば経営開始から規模拡大まで一貫した支援が受けられる、そういう流れを作りたいんだというお答えがございました。これはまさにそうであります。そうでなかったら、なかなか来てくれんと思います。が、私はこれプラスをして、生活誘致までしたい。今、4万7,000人の人口割れまして4万6,000台になつとると思うんですが、これは日章工業団地も含めた、いわゆる企業誘致をした中でも、生活誘致っていうことは随分言ってこられました、なかなか実現に至ってないのが事実でございます。今度は、農業者はやっぱり自分の作物が目の前にないと、高知市から通うじゃという話にはならんわけでございます、その土台である生活の場というものをどういうふうに確保していくんだという視点が、日頃からしっかりとそれぞれの所管する課は考えておいてほしいなというのが私のお願いであります。これをしないと、本当に、ある意味、何のために来てもらったんだっていうことになる可能性もある。これはどうかひとつ重要な一つの施策として考えていってほしいなと。これ、市長どうですか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん、県外から来ていただいた方、高知県、そしてこの南国市の状況というのをつぶさに御存じではないというようにも思います。そういう環境になじむという点も、非常に課題であろうかと思えます。そういった生活の面の支援も含めて、就農の支援、併せてトータルで支援をしていく必要はあると思っておりますので、そちらのいろんな支援、多くの皆様に支援を、その地域の皆様にも支援もいただかないかと思えます。そういう体制づくりに今後も努めてまいりたいと思えます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。市長の熱い今のお言葉をいただきましたので、少し安心をいたしました。

次に、これは行政だけでやることではないんですが、私は所得増大対策で、今、農家に向けてきちっと知らしめていくのは品目選定やと思うんです。何をどういうように作って、どういうふうに売っていくんだ、いわゆる出口戦略も含めてしっかりと営農対策をやっていく。このことについては、今多分、南国市営農改善会の国営部会を作られておりますので、聞くところによると、そこでの議論は何回かやられ、視察研修もされたということも聞いております。この視察研修は、農地整備課のほうから担当係長が行かれたようにもお聞きしてありますが、どこに行かれて、内容的には何か得るものがあったのか、少しお伺いしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 先進地視察、先月11月、研究会のほうで行ってまいりましたが、この先進地視察をどのように生かしていくかということですが、今、本市では、圃場整備後の農地で、露地野菜など収益性の高い農作物の栽培を推進していく計画でありますので、今回の視察の目的としては、1つ目に高収益作物栽培に向けた意識づけ、また先進地での栽培技術や農作物の販売戦略方法などを具体的に学んでくることであると考えております。今回の先進地視察は、担い手候補である土地利用型園芸農業研究会の農家の方々を中心に、高収益作物であるタマネギとレタスの先進事例を学んできましたが、参加者からは具体的な技術に対する質問がそれぞれなされて、前向きな姿勢がうかがえたと聞いております。今回、視察先が愛媛県、香川県ということで、本市とは気候条件や土質など栽培環境は異なるとともに、ほかの面でもいろいろな条件が異なっていると思っております。今回の視察研修の結果をこの研究会の中で情報共有を図って、本市において高収益作物の栽培を推進していくためには、どのような課題があり、その課題を解決するためには何に取り組むべきであるのかというところを、今後、JAや高知県の関係機関も含めまして検討を進めていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。視察研修をするというのは、昔から、私がJAにおったときからよく言うことですが、勉強せんずつに人引っ張ってやっていくことはできません。やっぱりどんだん勉強せないかんということでございますが。これは本当に今、時代はもう年々変わっております。もう技術もどんだん上がっています。したがって優良事例、やっぱり見てくる、それを実感しながら自分で作ってみる、そういう訓練を今から農家に体感をしていただくためには、視察研修は私は必要だと思うし、せっきく土地利用型農業研究会もできておりますし、営農改善会の指導機関もおります。どうかこれは、この1年勝負やと思いますので、来年度当初予算でこの視察経費何回分か、これ、組むぐらいの馬力ないんですかね。営農関係では農林水産課長も務められましたが、村田副市長、いかがに思いますか。

○議長（土居恒夫） 村田副市長。

○副市長（村田 功） 西本議員からお話のあった視察研修、私も農林水産課長時代、何度か香川県、愛媛県、行かせていただきました。実際現場を見ると机上で聞くとは、大分違います。ぜひ地元の方も農家の方も、農協の方も全てが参加できるような、充実した視察研修を行っていきたいと思っております。予算化についても、できるだけ現実的な研修ができるように、原課のほうには指示をしたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） 前向きな御答弁をありがとうございます。ぜひとも、少しちっとよけかもしれんねやと思うぐらいの予算化をして、もう一世一代ですよ、もう南国市の再生、これで逃したらないですよ、農業は。それぐらいに思って、私もこの2期目出馬した経緯もあるわけでございまして、何とか私も38年、農協人としてこの農業を見てきて、いい時代も悪い時代も遭遇しました。そんな経験も生かしながら、しっかりと取組を進めていきたいという思いがいっぱいあるわけでございます。

次に、いろいろ言うてもいかんですが、少しはしょって、時間もなくなってまいりますが、今、四電さんの話が出てます。スマート農業への取組ということは、集団化をしてコスト削減をしていく、そしていわゆる人件費を減していく、機械化に頼っていく、そういう姿をるるしっかりと構築していく。それは非常に四国電力さんがやってくれることだけがスマート農業でないわけですが、せっかく大規模な区画整理をされていく、できたところから順番にいろんな企業さんにも来ていただいて実証実験をしていくということは、これは非常に私は大事なことじゃないかなというふうに思います。

先ほど、いろいろな品目まで出ましたけれども、先日、農業委員会も宿毛のブロッコリーを見に行っちゃったんですけども、非常に課題もやっぱりあるわけですし、大規模になればなるほど、コストを下げるためには雑な作り方をしないといけない部分もあります。1軒が自分の身の丈に合う面積を作るということになると、目いっぱいの収量も取れるわけですが、大規模面積になりますとなかなかそれが立ち行かない。やっぱり大ざっぱにやると単位収量が下がり、単価をかけても、ブロッコリーで1反30万円も取れば上等やということですが、ブロッコリーの場合、非常にコーキングの種なんかも高いそうでございまして、非常に利益率が低いという面もあるようでございます。ただ、一例だけ見てもいけません。

やっぱり私はそこでは、しっかりとした、生産から加工、販売の、6次化をどういうふうに取り組むかということもありますが、その前に、ここまで来ると、市長の思いが分かりましたので、JAの果たす役割というのが出てくるわけです。JAというのは、組合員さんの農地を組合員さんがどう生かして所得に上げていただくか、その生産から加工、販売までの、ある意味、これは行政主導で確かに圃場整備をやったと思うんですが、もう決まった以上は、農協も逆に言いますと、JA高知県になって、この南国市の522ヘクを生かさない手はないわけでございまして、しっかりと農家にお金を取ってもらう、そういう仕組みをやっていく。JAは生鮮野菜の出荷場やら集出荷は当然農協の果たす役割でございますが、今、どうも現場の担当者に

聞きますと、営農改善会の国営部会なんかへ参加はしておるけれども、どういたち忙しいときは行けんと、こういうことが言われておるわけでごさいます。なぜかって言いますと、やっぱりまだこの国営に対して危機感といいますか、どういうふうにJAとして取り組んでいくかっていうところが、本体のほうからの指示もどうもない。いわゆる現場サイドのレベルで参加をしておるようなふうがあって、非常にやりづらいんだと。それはどういうことかと言うと、体に余裕があって仕事してる人、今、いません。本当に目いっぱいの仕事張りつけられてやりゆう中での時間を見つけてこういうこともやりゆうというような状況みたいでございました。

これは、南国市の農林水産課も一緒やと思います。これは、私も課長時代からずっと農林水産課へ来ましたが、こんなに今仕事量増えちゃうのに、人の少ない農林水産課、私初めて見ました。今思うのに、転作の部分も、職員は別としまして、今農業振興係と地産地消を見ましても、何か年々人が減っておるように思う。これで本当の意味で農業振興やるんですかっていうのを、まずもって私は課長に聞いたかったんですが。この間、打合せでも、打合せといいますか私がヒアリングさせてもらったときにも、かなりきつく言いました。私思うんですが、市長、どうでしょう、これ、もう待ったなしですよ。この一、二年、何ぼどうでも3年、これ勝負なんですね、ここ。農林水産課に国営担当を、農地整備とは別にですよ。これはどんどん減っていくと思いますが、定員の問題とか人件費の問題とか当然かかってくるわけですが、本気でやるのであれば、私がもうここで国営担当、やっぱり必要やと思うんです。やらないと、本当の意味で、私はこれ進まないと思います、片手間では。

JAも一緒です。JAも再生をかけるのであれば、しっかりとここで国営担当を作っていたく。作って、ほかの仕事は軽くして、これに集中してやっていく、生産者と一番近いのもJAでございます。そこの取っかかりは、首長である市長が、私は汗をかいてもらう仕事はここじゃないかと。これはどうか1回、本体のほうへも出向かれて、今の南国市の事業に取り組む意気込み、姿勢、そういったものもしっかりとJAに訴えて、JAと少し乖離した考え方もあったようですが、この事業実施については。しかし、もうやると決めた以上は、市長がトップである組合長と話せば一番いいんでしょうが、ナンバーツーはうちの出身でもありますし、複数人の経営者のトップ陣と会っていただいて、今、私が申し上げましたようなことも含め、これからのJAの関わる果たす役割は、本当に将来を見据えて積極的に取り組まないかんじゃないかというところへこにゃあいかんと思うんです。

ぜひともそのことをしてほしいと思うんですが、市長、いかがですか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） もちろんこれからの稼げる農業を目指していく上では、J Aとの連携ということは不可欠であろうと思っております。今、J Aも県1、ほかの小さな、高知市とか別の団体もあるんですが、基本的には県1の農協になったわけでございまして、そういった大きな視点で見る組織という中で、南国市の国営圃場整備、どのように認識されてどう進めるべきか、どのように考えられてるかという意見のすり合わせはしていかなければならないと思っております。そういったことの中では、どなたとお話をするのかというのはここでは言えませんが、適切な方とその方向性について、意見のすり合わせはしていく必要があると思っておりますので、その機会は作っていきたいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） 前向きな御答弁でございますが、その段取りは私にせえと言やあ、いつでもしますし、私も一緒に行けと言えれば行きます。私の思いはこの南国市の再生であります。どうしても、この際に農業生産高を、過去、今から30年、40年ぐらい前の水準に、いきなりはならなくても、10年後、15年後にはそこの一大産地にもう一回なってみたい、そんな夢を追いかけてみたい、それを実現したい、そういう思いから市長に申し上げましたんで、お気を悪くなさらないようお願いをしておきたいと思っております。

あと、これから企業との連携によります6次化の話になるんですが、少し聞きますと、なかなかカット野菜なんかにするキャベツの生産も視野に入っておるということでございますが、県外へ送ってまで加工野菜はなかなか合わんわけですし、ぜひJ Aとも十分連携を取った上で、J Aの思いもあるでしょうから、一概に言えませんが、カット野菜したい工場は南国市のど真ん中へどおんと誘致をして、できるだけ運賃の要らないように、ここで処理ができていく、そういった面積が確保できるように、やっぱりロットがないとできんわけですから、そういうことも今後できるだけお願いしたい。これはJ Aに全部任すということはなかなか難しいと思うんです。そういう意味で私はお願いをしておきたいというふうに思います。この問題は、非常にこれから時間をかけて話をせないかんとところでございますが、農協もそのまま全ての施設に投資をしてやるわけにはいきませんので。ただ、やり方はあると思うんです。個別に持っていくんじゃなくて、農協が一旦加工野菜は集荷をして、手数料をもらって、そして加工場へ持って、J Aが横持ちをしてやる。しかし、全て系統出荷が売り方ではない、これは私も十分承知をしておりますし、いろんなことも経験しましたから、何割かは多様な販売方法というのも、今後出てくると思っておりますので、これは生鮮も含めまして、十分検討していただきたいなというふうに思っております。

時間も大分押してまいりました。後のこともございますが、今の時点で、農家に早く営農類型なり、芯が示せますように、これからこういったこと、今私が申し上げましたこと、御答弁いただいたことを軸とした、これからの農業振興計画の策定について、担当課長にお尋ねします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 本市の農業の方向性を示す計画といたしましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定をしている南国市農業振興地域整備計画、そして農業経営基盤強化促進法に基づいて策定をしている南国市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の中に具体的に盛り込んでいくということになります。特に、いわゆる基本構想のほうでは、担い手対策やそれぞれの営農類型等についても具体的な例を挙げて策定をしておりますので、将来的に進めていく方向性について、しっかり網羅できるよう策定をしております。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） これからいろんな団体と連携をして、協議をして、これらの法に基づく農業振興計画と、そして現場に、いわゆる農家に使っていただく手引きのような計画、これを含めて、私は早い段階で収支計算までして、何を作って、こうやったらこれは上がるんだと。そのためには、今の視察費用も含めまして、市場をもう回らないかんでしょう。加工業者にも営業をかけないかんでしょう。いろんなことをこれからの2年間、あるいは2年半ぐらいの間でやらないかんのですよ。そういうことを絶対分かつてください。これはもう本当に大事な大事な成功の鍵であります。これをやれば当然成功でしょうが、こういったことが、最後に10年後、あるいは15年後に、あのときあれだけの費用も要った、担当も張りつけたけど、本当の意味であのときやったきこそこの成功に導けたがやということが、行政もJAも一緒になって、私は喜べる日が来るんだと思います。この夢を諦めたら終わりなんですよ。片手間にやったら済むろう、農地は農地の係が整備はして、国から210億円もろうて済んだわで終わったら、国から言われた3割野菜、7割稲、こういったことの原理の中で、計画道路の未舗装の問題も絡んでくるということももちろんあります。しかし、一番の本題、主題は、農家に金を取ってもらうことです。所得上げてもらう、稼げる農業なんです。ここへひとつ行き着くようお願いを申し上げまして、まだこれからも質問させていただく日があるかと思いますが、今回の私の圃場整備に係る質問は終わらせていただきます。

次に、非常に心配をしておりますと同時に、私も5月までは農協の北の玄関口の道の駅風良里の風の市の会長をしておりましたんで、5月までのことは承知をしておったんですが、それ

以降、こういった職業をやっては会長をせられんでよということもございまして、少し離れておるところでございしますが。今年は先ほど来より言うておりますように、新型コロナウイルスの影響で大幅に売上げが落ち込んでおるといことが、9月議会で山中議員も質問されておりますので、その時点、8月ぐらいまでの数字は基本的には飲み込めておりますが、これがどうということなのか。お客さんが来ないのか、出してもコロナが怖い出さないのか、いわゆる出荷荷物が無いのか、あるいは仕入れを起こす物販のほうはどういう理由があるのか、そんなことも含めて、今年の春先からのこの影響によつてのそれぞれの施設の売上状況について御質問したいと思います。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 道の駅南国の新型コロナウイルス感染症による影響というところにつきましては、4月以降の緊急事態宣言、またゴールデンウィークのほとんどを休業したということで、大きな影響を受けることとなっております。具体的な数字といたしましては、4月には物販・カフェ合わせた全社で前年比約83%の売上げの減、5月には89%の減、6月には55%の減、また7月にはG o T o キャンペーンも開始されましたけれども、夏休み期間が短縮されたこととお盆の帰省にも自粛が求められたことなどから、7月は45%の減、8月が54%の減となりまして、大幅な改善というところまでには至りませんでした。しかし、地域共通クーポンの利用による売上げも最近は見立つようになりまして、9月には36%の減と徐々に盛り返しております。10月には前年比の84%、11月も84%と、何とか回復傾向となつてまいりましたけれども、4月から11月までの累計としては、前年度比では48%にとどまっているという状況でございします。

また、JAの直販所風の市につきましては、野菜の出荷量が多い4月、5月に休業したという影響は大きく、4月には前年比で約39%の売上げの減、5月には55%の減と、大きな影響がありました。しかし、6月には30%の減、7月は10%の減、8月が11%の減、9月につきましてはほぼ100%でございしますが、0.4%の減であったということです。10月には20%の増となっております。そして、11月は11%の減と、やはり地元の方の利用も多い直販所ということで、道の駅と比較いたしますと、回復の度合いとしては顕著であり、ほぼ回復しているのではないかとこの状況ではありますけれども、4月からの累計というところで見ますと、前年比で約22.5%の減少と、大きな売上減となっていることには変わりはないと考えております。

しかし、何とか回復の兆しが見え始めたところで全国的にも感染が拡大している状況となつてまいりましたので、そしてまた高知県におきましても、県内で新たな感染者の増加が確認さ

れ始めまして、県のステージとしても警戒へと移行もしたということでもございますので、今後も感染の動向や政府の対策等にも注意をして対応していくことが必要と考えております。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。売上げの状況は、累計では22.5%の減ということでございますが、これは、なかなか今の感染状況を見ましても、年を明けましても簡単には回復できないんじゃないかなという、極めて心配をしておるところでございますが。少し物販と直販所の関係は違うわけですし、人が来始めると、物販のほうは仕入れさえ起こせば売れるわけですけども、今連携してやっておるイベントなんかも、この春からもう全くイベントができてない。月一ぐらいは大きなイベントをやって、集客をやっておるんですが、なかなかこれできてないということで、来年もはや1月、七草がゆでたくさんの方がおいでいただく無料振る舞いもあるんですけども、これも中止になったというようなことも聞いておりますし、非常に統括マネジャーのお話でも心配もしておりましたし、また風の市の会長も、そういう意味では大変御苦勞なさっておるということは、ひとつ御理解をいただいたところでございます。

次に、一番我々が直売所で心配をするのは、生産者が生産意欲を失って、すぐ回復したき出してくださいと言うても出んわけです。作付をしてから順番に太って出すわけですから、この生産意欲がなくなってしまうたら、なかなかこれは難しい問題が残ります。それから、一方、明るい話でもございますが、物販のほうでは、風良里のほうでは、ある意味、市長の肝煎りだと思いますが、四万十ドラマとのコラボによりまして、商品開発も幾つかやられたというようなことでございますが。こういったことが今後の大きな起爆剤になったりすることもございますが、1年目でございますし、なかなか原材料の安定供給の問題もございますから、難しいことはあると思いますが、今後の課題につきまして、また市長の思いも含めて、市長にちょっとここはお尋ねしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん道の駅につきましては、今現在、コロナウイルスの感染拡大によりまして、非常に、先ほど農林水産課長から申し上げたとおり、売上げというものは今年は落ち込んでいるということでございます。また、令和2年度末までには高速道路も北から南へつながるということになっているところでございまして、その中で、この道の駅の売上げを今後どのように延ばしていくかということが大きな課題になっておるわけでございます。そういう状況の中で、わざわざ南国インターチェンジ、そちらに下りていただいて、道の駅風良里に寄っていただくという環境をどのように作っていけるのかということも検討した中で、特産品

づくりということが1つの案ということになったわけでございます。

こちらは、先ほど西本議員からもお話しいただいたとおり、四万十ドラマさんに3年間の事業として、ワークショップを積み上げて新製品を作るという取組でございました。その中でパプリカソースという、ワークショップの中で提案された内容の中の形になる新商品、特産品として、パプリカソースがまずできたわけでございます。そちらのパプリカソースは9月19日に発売したところでございますが、発売後2日間で443本、作った製品全て売れて品切れになったといううれしい状況でございました。現在、その品切れ後、11月から新しいパプリカが出荷され始めたということで、12月1日より再度販売を再開し、現在も好調な売行きを示しておるというように聞いております。また、今後につきましては、感染拡大の影響でネット通販という取組が非常に拡大しているということでございまして、そちらも風良里のホームページ内の通販サイトのリニューアルを行うなどの取組も進めております。また、今申し上げましたパプリカソースにつきまして、ふるさと納税のほうにも登録して販売をするというような手続ももう済ませたところでございます。

今後、この新商品につきましては、ワークショップの中でも、最終的にほかの商品も提案されております。パプリカを使った別の商品も提案されておりますし、道の駅南国「風良里」で作る、そこでしか食べれないような、そういったプリンということを始めたらどうかという提案もいただいております。4種類のプリンが試作品として出ておりました。その中の一つにパプリカも使っておりましたが、パプリカ、土佐ジロー、きし豆、そして牛乳を使った4種類のプリンがございました。非常にどれもおいしかったです。食べてみて、これは売れると思ったところでございまして、そういった道の駅南国「風良里」でしか食べれないというような特産品、そちらを使って、どんどんそれを発信することによりまして、南国インターチェンジで下りて風良里に来ていただける、わざわざ南国インターチェンジで下りるという環境整備を進めて、今後、売上増につなげていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） パプリカソースができて、私も最初のうちなかなか買えなくて、味見することが遅れまして、近頃は買えるようになりまして、今、食べゆうところですが。野菜、毎朝これぐらいのお皿に1つ、私は野菜を毎日食べるんですが、今までは大型の企業の作るドレッシングを食べておりましたが、今ちょっと高いお値打ち感もある中で使っておりますが、少し、私風に言えばインパクトがないのかなという、おいしいはおいしいです。じゃあ、誰向きに売るのが、誰をターゲットに買ってもらうのかって、非常にこじやれた瓶で、量も200グ

ラム、非常にいいと思うんですが、どうも私は、申し訳ないですけど、道の駅やら高知の地元のスーパーで売るとなるとしてほしくないなど。やはり国産の、高知県南国市産のお日様野菜のパプリカを高知で作って、都会の若い女性たちに、健康食ブームの中で一つワンランク上のドレッシング食べてくださいねっていうコンセプトで、私はあれ850円ぐらいの値段をつけて東京のデパ地下で売ってほしいなというふうに、これは個人的感想でございますので。あれを500円で売って、三百四、五十円の出発がかかっているのかなものかというの、最初の私の思いでしたが、でもこれは知らしめていき、まず地元の人に食べていただく、それからこの商品できたよっていうお知らせ、これは一定私は理解できますが。そして、原料が9月時点ではなかったわけですので、120キロぐらいしかなかったというふうに聞いておりますので、これは無理な点もあったと思います。これはさておき、これからが販売戦略をなお一層また考えて一緒にいけたらいいなというふうに思います。

もう時間押してきましたが、簡単に、担当課長に、今、21年を経過した施設が随分方々で傷みがきております、これの修繕状況をお聞きしたいんですが。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 道の駅南国「風良里」は、山村振興等農林漁業特別対策事業補助金というものを活用いたしまして、平成11年に整備をした施設となっております、施設整備から21年が経過いたしまして、施設のあらゆる箇所でメンテナンスが必要となる時期には来ておりますけれども、これまでも外壁の塗装工事、自動ドアの取りかえ工事、備品類の交換など、現場からの御意見をいただきながら、その都度対応をまいりました。今年度につきましても、施設全体の空調機の更新工事、駐車場のからくり時計の修理工事、直販所部分の事務所の増築工事などを行っているところでございます。

今後も安全で快適な施設運営ができるよう、必要な修繕等については引き続き行ってまいります。補助事業の活用によって整備した施設ということで、建物の耐用年数の38年にはまだ長い期間も残っておりますので、建物全体の大幅なリニューアル等については、現在のところは具体的な予定はしておりません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） 本当に要望を出したら、基本的には年次別にこうやってやっていただいております、本当に感謝に絶えないところでございます。ここ四、五年ぐらいまでは、割方傷むところも少なかったですが、一気に方々が傷み始めております。

もう一つ、私、これ、駅長は副市長でありますので、駅長にもお尋ねしたいんですが、最後

に。今、高速下りましたら、北から来たら新しい国交省の駐車場の前ぐらいに、小っちゃな、こんな道の駅という看板ぐらいしかないです。南から来てもないわけですが、事業の制約とか、あるいは耐用年数で、今38年というお話もあって、残り17年あるわけですから、なかなかつきにくいところもありますが、施設をつつげなくても、人に、下りてもらったお客さんにすぐ分かるような看板、しかも小っちゃなもんじゃなくて、大型の看板を往復見えるように、例えばからくり時計の隣あたりでからくり時計が隠れんようなやり方でできないものか。そして、やはり今までの21年、これからの20年を見据えて、簡単で結構です、なかなか難しい問題でもございますので、村田副市長にお尋ねをいたします。看板の設置も含めまして。

○議長（土居恒夫） 村田副市長。

○副市長（村田 功） 御提案いただきました看板の件、ちょっと私、明確にどれだけのものが見えるか把握してないので、また現地で確認したいと思います。

そして、老朽化等につきましてでございます。確かに今21年がたって、国庫補助金、そして辺地債を活用して建てたものでございますが、ぜひ物販の拡張、そしてレストラン部門の動線の具合の変更、いろいろ問題がございます。今の建っておる施設が県有地、そして道路用地という制約もございますので、そういうクリアしなければならない面を一つ一つクリアして、ぜひ拡張、改良、進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ぜひとも御検討いただいて、やはり外観も大事です、中の人間も大事です。やっぱりお客さんを迎える環境というのを整備はしっかりと、大きなリニューアルはなかなか難しそうでございますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

次に、私の3問目でございますが、3項目めでございます。防災対策でございます。

これは9月議会で、私、本当に詳しく、災害対策特別委員会の委員長ということもございまして、物部川のマップが変わったことでかなり突っ込んだ質問もさせていただきました。しかしながら、この間、11月4日に災害対策の委員会で、県土木の中央東事務所の所長さんに大変お世話になりまして、永瀬ダムの視察に行つてまいりまして、帰つてきて国交省の河川の副所長さん、森本副所長さんと言うんです、来ていただいて、勉強会もさせていただきました。今、この強靱化の予算の中で、県は永瀬ダムの洪水調整容量部分の堆砂、いわゆる底へたまった砂をどける事業をやっておりました。ちょうど大栃のまちから上へ2.5キロぐらい行ったところに仙頭大橋という橋が対岸にかかっておりますが、その真ん中ぐらいまでマイクロバスで行きまして、下でダンプでどンドン、今、渇水期に干しまして土砂を出しておりました。

現在、185万立方メートルぐらいの堆砂が洪水調整容量部分にたまっておると。利水容量の部分じゃというのはのけて、かなり上流まで行かないとその堆砂は見えないということで、そこまで行って見たわけですが、これを5年かけまして30万立方メートルをのけるという工事を今しております。年間6万立米ですから、大体11トン車に6立米載せると12トンぐらいの重量になるわけですが、6立米載せるとしますと、1万台を1年間で載っけていく。これを5年ですから、5万台載っけていかにゃいかんということになります。実はこれはダムの所長のお話からしますと、どける量よりもその年に降った雨で堆砂が増えるということもあるというふうにもお聞きをしました。そして、この話は長くなりますのでやめますが、一番の問題は、国交省も、合同だったら下も、今樹木をのけたり、いろんな作業をして、河床を下げたりやってくれております。

しかし、南国市としては、じゃあこれで何をしていくのかということ、やっぱり避難です。避難をするということは、避難所をどういうふうに見直すか。これは9月議会でも、今度のマップの中では避難所になりにくいところがあるねという担当課長のお話でしたが、この氾濫区域に新しく設置をする必要があるか、あるいは新しく設置をすると同時に、見直しているものは今どういう状況になっておるのでしょうか、担当課長にお聞きします。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 9月議会でも少しお話もさせていただきましたけれども、現在、台風や大雨が予想される場合は、16か所を事前開設避難所として開設しておりますが、そのうち9か所につきましては、物部川、国分川の浸水想定区域に立地しております。この9か所につきましては、想定浸水深以上への垂直避難も可能であり、洪水が発生した場合、緊急避難場所としての機能も果たすことから、浸水想定区域でありながら、事前に避難所として開設しているところでございます。併せて、現在、浸水区域外の事前開設避難所の追加開設を検討しております。具体的には、駐車スペースや収容スペースが広く確保できる鳶ヶ池中学校を候補施設として検討しておりますが、コロナ禍での避難を考えた場合、車中避難についても検討する必要があるため、今月12日に香南市において予定されております車中泊避難者受入れ訓練を見学し、参考にしたいと考えております。今後、避難所の追加開設の検討に当たっては、車中泊も含め検討してまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） 9月議会でも私も南国市でも逃げるところがない長岡台地の話もさせていただいたと思いますが、まさにこの鳶ヶ池中学校も一つの視野の中に入って検討されるし、それ

から家屋の次は財産的価値、自家用自動車のことも話しましたが、これも当然避難所の一つに数えて考えるということでございます。

時間が押してきましたので、次にこれらを含めて、継続的な訓練というのは必要になってくる、今後どのような計画をされるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在、特に洪水が発生した場合に大きな被害の想定される地区を中心といたしまして、洪水に関する防災学習を継続して進めております。その中でお住まいの地区のリスクの確認とそのリスクに応じた具体的な避難行動をマイ・タイムラインとして作成をしていただいております。今後は、住民の皆様が決めた避難行動、このマイ・タイムラインを確実なものとしていただくため、地域の避難訓練を市主催の水防訓練と併せて実施していきたいと考えております。

また、先ほど少し触れさせていただきました車中泊訓練につきましても、車中泊のメリット、デメリット等も含めて御理解いただけるよう訓練を計画してまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。そういったことで、計画も立っておるということでございますが、少し私も9月議会で言い抜かったり、言い損ねたり、足りてなかったりする部分で、避難行動において、要支援者の個別計画作成ですが、現在はどのような状況になっておりますか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 災害時の避難行動要支援者の個別計画の策定につきましては、現在、洪水災害のリスクの高い日章地区を中心に取組を進めております。6月に洪水ハザードマップの全戸配布を行って以降、日章地区の自主防災会11組織を対象といたしまして、洪水ハザードマップに関する学習会を実施しております。その中で避難行動要支援者を含めた各住民のリスクを確認していただき、各自の避難行動を時系列で整理いたしますマイ・タイムラインの作成を進めており、今年度末までにはこのマイ・タイムラインに基づいた個別計画の避難行動編を作成する予定にしております。この日章地区での取組を参考にして、ほかの地域や他の災害種別についても個別計画の策定を進めてまいります。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。この要支援者への個別計画は、やはり有事の際、最も必要なものになってまいります。どうか早期の作成につきまして、ここでお願いを再

度しておきたいというふうに思います。

最後の質問になろうかと思うんですが、この10月の中ほどでしたか、県の土木部砂防課から1通の大きな手紙が参りました。これはどういうことかと言いますと、今、県下で1万8,000から2万か所ぐらい、いわゆるイエローゾーンと言われる土砂災害警戒区域があるわけですが、今回、中山間を中心に平野部でもぼつぼつあるようになっていますが、この土砂災害警戒区域を指定しますよという公示がされたわけですが、翌11月14日には説明会を、3密を避けるために分けてやったわけですが、初めてそこでその説明も受けました。非常に、これは私個人かもしれませんが、中にはそんな人がおいでますが、質問の中では、激怒とまではいかなくても、非常に面白くないと思われる方もいました。といいますのは、やはり命を守るということは十二分に分かっておるわけですが、もうその指定された地番のところは、宅地がほとんどですが、宅地の値打ちもゼロ以下でございまして、それから何百年も生きてきて先祖から、その地にそんな災害は一度も起こったことがないという現実が、実際は、そりゃあ線状降水帯が発生すれば、どこがつえるか分からんからやるということでもあります。これは、私は広島で2回にわたる、あれは大きな伏線になっておると。要するに、県の責任ができるから、やるべきことはやっておくんだということに、多分、私はそういうふうに思っておりますが。これのことについては、担当課長にこの意図を少しお聞きしたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 全国各地で毎年のように発生しております集中豪雨や大雨などによる土砂災害では、人命に関わる災害が多発をしております。高知県におきましても、この土砂災害から生命、身体を守る目的といたしまして、従来から砂防堰堤などの施設整備を実施してまいりましたけれども、県内におきましても、約2万か所の警戒すべき区域があり、これら全ての区域を施設整備だけで守っていくことは困難な状況だとお聞きしております。こうしたことから、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害が発生するおそれのある土地の区域をあらかじめ明らかにして、適切な避難行動や事前の備えができるよう、減災を進めるための警戒区域指定が行えることになりました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） 分かりました。その法律上の中でそういう市民にきちっと知らしめていくという、これは命を守るという視点だろうと思うんですが。

そこで、市民の方に分かりやすくという意味もございまして、じゃあ今までのイエローゾーンとレッドゾーンの何が違うんだと、簡潔に、ちょっと時間押してきましたので、まずレッドゾーンというのはどういうものかということでお聞きをしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 今回、指定に取り組んでおります土砂災害警戒特別区域、レッドゾーンは、既に指定をされております土砂災害警戒区域、イエローゾーンの区域内において、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じまして住民の命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域に指定をされることになっております。またレッドゾーンに指定されますと、アパートや分譲住宅などの自己用以外の住宅及び要配慮者利用施設を建築するための開発行為を行う場合には、事前に知事の許可が必要となる特定開発行為に対する許可制や、区域指定後に居室を要する建物を新築、改築、増築する場合には、外壁や基礎を強化するなど、建築物の構造強化が必要となり、建築確認申請が必要となる場合がございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。私たちがこの法律に基づいて網かけされても、これは指示に従うということはもう当然のことでございますけれども、私、心配しますのは、これによって、中山間地域の生活者がええ加減と疲弊をしております。高齢化も進んでおります。そうした折にこういったことがさらに拍車をかけ、現在、移住者も白木谷でも六、七名、瓶岩地区でも二、三戸にはなっておると思うんですが、これは空き家対策も含めて、来ていただいております。こういった方々も今後また出ていくんでないかという心配ももう非常にするわけでございます。したがって、これとは別にきめ細やかな支援策、対策っていうものをしっかりと取ってもらわないかんということでございますが、この指定による地域のダメージというものほどのようなことが想定されるのか、これ、企画課長にお伺いしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 特に中山間地域におきましては、現在でも人口減少、少子高齢化が顕著でございまして、地域コミュニティーの維持が難しくなっているという地域が出てきております。先ほど危機管理課長のほうから説明がありましたとおり、土砂災害防止法に基づきます今回の警戒区域の指定につきましては、土砂災害から住民の命を守るためのソフト対策ではございますけれども、現在そうした地域にお住まいの方にとりましては、特にこの土砂

災害特別警戒区域、レッドゾーンに指定をされますと、建築物の構造規制もされるということになっておりますので、建て替えなどの際には費用負担もこれから伴ってくるということでございますので、先には地域に戻ることを諦めるでありますとか、または地域外へ出ていくという選択をするという方も出てくるのではないかなというように考えております。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） おっしゃるとおりでございます。そういうことは当然想定をされます。私たちは、これから網かけとは別に、地域も回っていただき、特に移住者には丁寧に説明していただきたいなど。そうすることがこの指定によってのダメージをできるだけ少なくすることではないのかということをお願いをしておきたいと思っております。

これから市としてそういったことを踏まえた活性化、そして移住者の対応について併せてお聞きをしたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） まずは、地域コミュニティーの維持を最優先に考える必要がございますので、土砂災害防止法の趣旨でございます地域住民の命を守るという観点から、ソフト対策として住民への危険の周知、また警戒避難体制の整備などについて、さらに徹底していく必要があると考えております。

また、こうした中山間地域にお住まいの方に住み続けていただくために、市といたしましては、引き続き生活飲料水の確保でありますとか、移動手段の確保などによりまして、住民の皆様の生活を支えていきたいというふうに考えております。

また、移住者につきましても同様でございます。移住者の受入れ時におきましては、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域エリアにある場合につきましては、そのことを確実に伝えるとともに、ソフト対策としての住民への危険の周知、警戒避難体制の整備等について、さらに徹底をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、やはり住民の方々の不安を払拭するためにも、また中山間地域のこれからの生活維持をしていくためにも、この移住してきた方々のお力というものは大きな支えが、心の支えも含めましてあるわけでございまして。どうか、個別ということになろうと思っておりますが、丁寧な説明をしていただいて、そしてこういった角度からの支援もしますよというようなことで、残っていただき、また新たな移住者も増えるような対策を積極的にやっていただきたいなど。

最後の最後に、このことによって、地元に残りたい方、あるいは今残っておる方でも、新たな防波堤とか工事をせないかん人のためには、昨年、県が「がけくずれ」住家防災対策事業というのもやっておりますが、これ多分、所管課に来ちゅうと思いますし、これによって事業も受けられるような仕組みがあつてます。これなんかもしっかりと知らしめていただいて、これには市の要領を作らないかんことになっておりますが、今聞きますと、日高村と四万十町しか出てきてないみたいなことを聞きますが、これ、うちが作ちゅうかもしれませんが、検討してみてください。

いよいよ時間押しましたが、最後になりますけれども、圃場整備の中では市長にたくさん聞きました。そして、国営担当も置いてくれということの話もさせていただきました。市長、最後の最後に、この国営担当を農林水産課に置くことについては検討いただけますか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） この国営担当ということでございますが、これ、機構の中で全体の人員どのようにしていくかっていう、長い時間かけて各課とヒアリングをした中で、職員の採用等も行っているわけでございます。その中で来年の職員採用というのは、もう採用試験1回は終わったところでございまして、その中でどのように対応していくかっていうことを考えないといけない状況でございまして、全体の人数の中で機構を考えていくということで、ここでそれをつけるつけんということは申し上げづらいところでございます。また、西本議員の思いということはもちろん分かりますし、そういった国営に対して十分力を入れていかないといけないという体制づくりということは必要であろうと思います。そこは農林水産課、また農地整備課と話し合いながら、検討はしたいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○6番（西本良平） ありがとうございます。最後の最後でございましたが、国営担当は農業に夢を持てる職員さん、農業をどうやっていきたいか、その自負のある方、そういったことを一つの選定基準に、どうか先ほどの市長の前向きな答弁を生かしていただいて、御担当、時間がございませんので、置いていただきますことをお願い申し上げまして、今議会の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（土居恒夫） 3番西山明彦議員。

〔3番 西山明彦議員発言席〕

○3番（西山明彦） 議席番号3番の西山明彦でございます。

新型コロナが第3波ということで、本当に大変な状況で、高知県でも12月に入って感染者が急に増えてきたということで、警戒レベルになっている。議会も恒例の忘年会も中止ということで、飲食業の方々は本当に大変な状況ということで、なかなか感染防止と経済の維持再生っていうのは難しい課題だなというふうに思います。アメリカやイギリスではワクチンも投与されるということで、日本でも早くワクチン投与が始まってくれるようなことを期待を寄せるところでございます。

それでは、令和2年12月定例会の一般質問を一問一答形式で行わせていただきます。

私が今回通告させていただいたのは、1、市長の政治姿勢、2、子育て支援・少子化対策について、3、大型プロジェクト事業についての3項目であります。順次質問させていただきますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢についての1つ目、令和3年度予算編成に向けてということでございますが、令和3年度予算については、新型コロナウイルスの影響で税収も減少するということが予想される、一方で、感染症対策や大型プロジェクト事業への予算の必要ということで、義務的経費も増加傾向にある中で、例年とは違った編成方針で臨まなければならないのではないかなというふうに思います。

そこで、まず税務課長にお伺いします。

新型コロナの影響を受けて税収が減少ということが予想されるということですが、市税収入見込みはどのような状況か、お尋ねします。

○議長（土居恒夫） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 税務課への御質問にお答えをいたします。

本年9月議会にて、リーマン・ショック時の減収割合を用いて令和3年度の市税減収見込みを約3億円と試算し、答弁をいたしました。9月以降の情勢や報道を見ますと、今回のコロナ禍による経済への影響はリーマン・ショックを超えるものと想定されております。本市の税収も法人市民税、個人市民税を中心に大幅な減収が想定され、9月答弁金額を超える金額で予算編成中でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 市税収入が3億円を超える減少になるということですがけれども、では財政課長にお伺いします。地方交付税も減少するというようなことがあるかもしれません。交付税など、その他の歳入についてはどのように見込んでおられますか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 令和3年度の歳入についてということになりますけれども、総務省の令和3年度地方交付税の概算要求の概要におきましては、経済財政運営と改革の基本方針2018で示された新経済・財政再生計画を踏まえまして、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額につきましては、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう、自主的に同水準を確保というような形でお聞きしております。特に地方交付税につきましては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保とされております。

ただし、地方交付税の算定といたしましては、国税四税及び地方法人税の法定率分の減収、これがもう見込まれますので、出口ベースの地方交付税総額につきましては、2.4%の減額がこの時点でもう見込まれております。令和3年度地方財政収支の仮試算におきましては、地方税、地方譲与税、地方交付税、これら全て減で、これを臨時財政対策債の発行、これが倍以上になるというような形の試算、これによって補填されるというような形になっております。地方交付税で補填されますのは税収の75%であります、これによりまして25%分というのは純粋に減というような形になってくるものでございます。ただ、本市におきましては、幸いにもふるさと寄附額が、前年度に対しまして本年度、令和2年度におきましては伸びておるということで、令和3年度の実質的な一般財源総額につきましては、その分で一定はカバーできるのではないかとこのふうには考えております。ただ、厳しいものになるというのは間違いないというふうには考えております。

新型コロナウイルス感染症による税収への影響は、今後しばらく長引くのではないかとこのようにも想定されます。臨時財政対策債の増も併せまして、後年度の負担が徐々に重くなってきますので、早期の景気回復、こういったものに努めていかなければならないというふうには考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） ふるさと寄附や臨時財政対策債でカバーできるというような、来年についてはそういったことですが、後年度に負担が回っていくということのようでは、市長にお伺いします。

では、市長にお伺いします。

今、お答えいただいたような状況の中で、来年度予算については、市政報告では総合計画の5つの基本目標に重点配分するということですが、もう少し具体的にはどのような方針で臨まれるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 西山議員が今おっしゃられたとおり、5つの重点目標ということで予算編成方針は指示したところでございます。

また、財政の状況ということにつきましては、税務課長が今申し上げたとおり、税収は減少する、その補填として臨時財政対策債という形になるということでございます。地方財政の一般財源総額は確保していただけるというような流れになっているところでございますので、その中では、財政面の極端な減少ということは、一般財源確保されればそれほど大きな劇的な減少ということにはならないとは思っているところでございますが、やはり税収が減ると留保財源分が減ることが想定されますので、厳しくはなってくるということでございます。その中で、各課、いかに市民サービスを落とさないように、その向上に努めながらも、今、まさに効率的、無駄というようなことはなくなっているところですが、見直しというものもできる部分はないかということも各課にお願いしているところでございます。今、大型事業は立地適正化計画に基づいて推進もされているところでございまして、その事業につきましては、計画的にもう進めていく必要がございます。それはそれとして進めながらも、その年の財政の許す範囲内で予算組みをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 大変厳しい中で、市民サービスも落とさないということで、難しいかじ取りになるのではないかなというふうに思いますけれども。昨年の12月議会で私が今年度の予算について重点施策をお伺いしたところ、1つ目にもものづくりサポートセンターなどの建設、それから2つ目にゼロ歳児保育の拡大、3つ目に国営圃場整備と、3点上げられましたけれども。それでは、大変厳しいということですが、その中で来年度の予算編成において、額の大小にかかわらず、特に重点施策を3点上げるとすれば何を考えておられますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） それにつきましても、継続的にずっと事業をやっているということでございます。まずは、子育て支援、0歳児保育の拡充という面では、長岡西部保育所の建て替えということを進めております。そちらはまず進めたいと。続きまして、今、4月から国営圃場整備事業、来年度の土地改良区の設立から、そういった事業につきましても力を入れていかないといけないということが2つ目。そして3つ目には、今進めております大型事業、都市再生整備事業の中で進めております事業、それを進めていきたいと。3つ上げると、その3つということになりますが、今、この新型コロナウイルス感染拡大という状況もございます。それに先んじて、そういった対策を取る必要が出てくれば、その対策をまず取っていくという思いで

ございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 基本的には、今年度、同じような内容になってくるのかなというふうに思います。新型コロナの影響で、国もそれへの財政を非常に大きく使うということで、本市が想定している大型プロジェクト事業などに、予定どおり補助金、交付金が入るのかというのも非常に言い切れないという部分があると思います。慎重な上にも慎重な予算執行を心がけていかなければならないのかなというふうに思います。

次に、職員の資質向上、意識改革について質問します。

元総務課長の私が質問するのはいかがかなというような異論を思われるかもしれませんが、私が現職時代に経験した非常に歯がゆい思い、あるいは改善できなかった反省、これを含めて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

今年は国勢調査の年ですが、新型コロナの影響で、回答の8割がインターネットや郵送回答だったということのようです。ところで、新型コロナの影響を受けて、調査員の選任にも非常に苦勞されたのではないかなというふうに思います。私も企画課長時代に、前回と前々回、2回、国勢調査を担当しました。個人情報保護や住宅事情の変化などで、非常に調査がやりにくくなっています。国勢調査は、調査区が382あるということでそれだけの調査員、そして指導員が必要なわけですが、地域では調査員の引受手がなかなかいなくなってきた。そこで職員を多数、調査員、指導員に任命しておりましたが、種々の理由で、調査員を頼んでも断られることも非常に多かったということで、苦勞もしました。

そこで、企画課長にお伺いします。

今年の国勢調査では、どのくらいの職員が調査員、指導員として任命されているか。そしてまた、何人の職員が依頼した調査員を断ったのか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 今回の国勢調査におきましては、調査員・指導員としまして従事した職員数は、調査員で253人のうち78人、指導員につきましては40人のうち36人であり、調査員につきましては、まず採用から5年以内の職員に職種を問わず依頼をしまして、不足分につきまして、国勢調査経験者を中心に事務局から依頼をし、確保に努めたところでございます。

調査員依頼を引き受けていただけなかった職員数ということでございますけれども、家庭の事情などそれぞれ理由がございますけれども、9名ということでございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 調査員が3割、指導員はほとんどが職員ということです。事情はいろいろあるかと思いますが、9人の職員が断ったということで。私は選挙管理委員会の事務局長も経験して、選挙のときも投票所が45ある、事務従事者は百数十名必要であるというようなことでした。統計調査や選挙事務には職員の協力が不可欠でございます。特に国勢調査は、その結果が地方交付税をはじめ様々な国の政策決定の重要な基礎資料になる大切な調査です。ところが、私の現職のときもそうでしたけれども、なかなか文句を言われるので調査員せんというようなこととか、理由はいろいろですけれども、担当がお願いしても断る職員が結構おりました。もちろん、その統計調査や選挙事務については、通常業務ではなくて、別に委嘱されますので、職務命令が出るものではございません。けれども、調査員などを依頼した職員に断られたら、担当の職員は新たな別の人を探さないかんということ、事務作業が前へ進まんということがあります。先ほど企画課長が答えていただいた人数9人というのは、いろんな理由があつて断ったのかと思いますけれども、実際には以前から非協力的で、声もかけていない職員もいるのではないかなというふうに思います。

そこで、市長にお伺いしますが、国勢調査がその結果が市政にも大きな影響を及ぼすそういった調査であり、庁内では副市長を本部長とする国勢調査実施本部を設置して市役所を挙げて取り組んでいるのですけれども、その調査員を断る職員が多数いるということについて、市長はどのように受け止めておられるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 本来であれば、地元精通した地域の方に調査を依頼できればということですが、よりの確に実施するためには、それが一番いい方法ということであるとは思いますが、しかしながら、高齢による理由や新型コロナウイルス感染症の影響で、今回は調査員を辞退する方が多かったというように聞いております。国勢調査は、議員が言われるとおり、地方交付税の算定の基礎になるなど、国や地方公共団体において重要な資料となっているところでございます。このことから、調査員は地域の方を優先する一方で、研修も兼ねて採用から5年以内の職員に依頼するなど、調査員の確保に努めているところであります。それぞれ家庭の事情など理由があると聞いておりました、業務として強制するという事はなかなかできませんが、こうした機会にはぜひとも職員一丸となって協力をさせていただきたいと思うところであります。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 選挙の場合は、投票日が決まっているということでピンポイントの日程になりますので、どうしても都合つかんということもある。また逆に投票日が事前に想定されるので、それに併せてという職員がほとんどだったと思います。一方で、統計調査っていうのは、一定の期間の間にやるもので、何とか都合がつけられるのではないかなと思ったりもしますが、もちろんいろいろ事情もあると思いますが、どういった理由で断ったのか、該当する職員と市長なり副市長なりが直接面談してみたいかと思いますが、市長。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） まずは所属長を通じまして、この国勢調査のみならず市内の協力体制というものをもう一度徹底を図りたいと思います。そして、その面談ということになりますと、まずは必要に応じて所属長のほうから内容について聞き、またその上で必要とあれば副市長、私、市長という面談をするのも一つの方法ではないかと思うところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 直接市長が呼びつけたら強制的になってきたりするようなあれもあるかもしれませんが。

話が変わりますけれども、マイナンバーカードについてですけれども、市政報告にマイナポイント事業の効果もあって、急速に交付数が増え、11月1日現在で本市の交付率は14.4%とあります。では、職員については、全体の取得率、またここにおける管理職の皆さんの取得率はどのくらいでしょうか。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 9月末現在ではありますが、職員の取得率は24.6%で、管理職の取得率は59.4%になります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 職員では、今4分の1、ここにいらっしゃる管理職は6割ということで、5人で並んでますけれども、そのうち2人はまだやってないのかなというようなことですけど。マイナンバーカードについては、制度そのものに反対されてる方もいらっしゃいますし、強制するのはどうかという考え方もあると思います。けれども、今年はコロナ対策でマイナンバーカードの交付が非常に注目を集めました。給付金の受け取りで銀行口座を登録するというふうなことも必要で、個人情報をごまかすまで把握されるのも、私も少々抵抗感もあつたりもします。けれども、マイナンバーカードについては、今後、来年3月からは健康保険証の切替え、統一化も図られる予定でございますし、法律に基づいて進められている制度であって、職員は公務

員という立場からも、率先してカードを取得すべきではないかなというふうに思います。このことについて、現時点の取得率も含めて、市長はどう思われますか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 平成30年1月にマイナンバーカードの普及と利用促進及び個人番号の適正な利用に関しまして、全庁的に推進することを目的にして、南国市個人番号カード普及推進対策本部を立ち上げまして、市を挙げてカードの普及と利用促進に取り組んでいるところであります。それからいけば、職員の取得率については決して高いと思っておりません。私も課長会のたびに取得について話をしているところでございますが、まだまだ、管理職で59.4、職員で24.6ということで、十分な数字になっていないところでございます。これについては、引き続き私のほうからも取得についての依頼、要請ということで、職員にも伝えていきたいと思っております。職員がカードを取得するということは、これからのデジタル化、効率化の推進という中では不可欠なことであると私は思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 対策本部を設置して対応しているけれども、その割には管理職でさえ6割と。市長の思いがなかなか通じていないという部分があるのかなというふうに思います。

また話を変えますけれども、職員は採用の際に宣誓書に署名します。そこには、公務を民主的かつ効率的に運営すべき職務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますとあります。統計調査や選挙事務は別途任命されるので、ここで言う職務に当たるとはならないとは思いますが、担当の職員からの依頼を断ったら、担当職員が行う職務については公務の効率的運営に影響を及ぼすのではないかと、間接的には市役所の迅速な事務処理に影響を与えるというふうに思います。忙しくなっているとはいえども、単に自分の担当する職務さえこなせばいいというようなものではなくて、他の職場との連携、横のつながりを大切にして、常に全体の効率的運営を意識しなければならないというふうに思います。このことについて、市長はどう思われますか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 西山議員のおっしゃるとおり、市全体の効率的な事務の執行ということを考えれば、職員同士の一致団結、協力体制というものは必要であると思っております。職員間をお願いするときもあれば、お願いされるというときもあると思っております。そのことを自分のこととして考えられる職員に、相手を思いやる職員になってもらいたいと思っております。そのためには横のつながり、課を超えた連携、職場の和を大切にするということが不可欠であります。

それらを実践することによりまして、市全体の効率的な事務の運営につながるものと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） やはりまず地方公務員、南国市の職員であるという自覚、そのあたりの意識改革を進めていく必要があるのかなというふうに思います。そういったことで、どのように取り組むかも含めて、市長、どのような考えかお答えください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 南国市の職員として、思いやりのある職員になってもらいたいというふうには思います。そのような意識を持って業務に当たる職員になってもらいたい。その意識は、市民に対する接し方にもつながってくるのではないかと思います。そのためには、自分自身の理想の職員像を描き、その職員像に近づくために日々研さんに努めることが必要であろうと思います。その実現のためには、様々な研修を受けることによって自分を磨くという、そういう意識づけが重要であると思っております。現在、人づくり広域連合の研修を活用して、入庁後、5年目や10年目、係長、管理職などの階層別の研修、また専門分野の研修など、そのほかにも人権研修やコンプライアンス研修などの職場研修なども行っているところでございます。研修を受けるということは、研修の内容はもちろんのことでございますが、一緒に集まって他市町村からも来る研修生との価値観のすり合わせということで、かなり刺激にはなることであろうと考えております。ほかの市町村から来た職員との中で、自分自身を客観的に見るということが新たな気づきにつながるのではないかと考えております。今後におきましても、研修を通じまして、職員の個々の能力や個性を伸ばすとともに、職員の資質の向上のために研修の機会を確保していきたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 研修ということで、人づくり広域連合の研修に頼るだけでなく、例えば何回かに分けて、市長が全職員に直接語りかける場をつくってはどうかというふうに思います。なかなか市長から直接話を聞ける機会ってないので、市長の思いが伝わるのではないかなというふうに思います。

今回の質問で何が言いたかったかといいますと、職員の地方公務員としての自覚、全体の奉仕者としての自覚、この意識改革を徹底しなければならないということです。それは職種に関係なく、南国市の職員となった以上、全ての職員一人一人に言えることです。私が総務課長として全職員に対してそれが徹底できなかったという非常に強い反省の上に立って質問させてい

いただきました。私の遺言と思って取り組んでいただければと思います。

じゃあ、次に定員管理について質問します。

まず、市長にお伺いしますが、市長の定員管理についての基本的な考え方をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 定員管理は地方公共団体の事務事業を効率的、効果的に処理するために、事業の処理に要する適正な職員数である定員を決定し、適正化するものであります。併せて市民のニーズに応じて、行政サービスが最少の経費で最大の効果を発揮できるよう改善しながら、住民福祉の向上を図っていく必要があります、長期的な視点に立って計画的に定員管理を行う必要があるということでございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 企画課で確認したところ、現在総職員数が441名ということです。大型プロジェクト事業も多く、市民ニーズも多様化して、市役所の業務量も増大していて、人員増につながっているというふうに思います。一方で、南国市行政改革大綱2017では、定員管理の適正化について、その実施計画書に定員内職員数の目標数値維持とあり、その目標数値を430人としています。これは平成29年度に策定されたもので、その年の4月1日現在の総職員数は428名と、目標内でありました。ところがその3年後には、4月1日に437人、そして今現在441人ということで、13人増えて、目標数値を11人上回っています。もちろん必要なものは必要で、例えば公立保育所でゼロ歳児保育を拡大すれば保育士の人員増は致し方ない、そういったことで、市民ニーズに応え、市民サービスを向上させるためには、必然的に人員増になる場合もございます。けれども、同時に、替わりに人員を抑えることができる方法はないかと、そういう検討も必要だというふうに思います。

そこで市長にお伺いしますが、この3年間の職員数の増について、行革大綱、行革実施計画書との整合性をどのように説明されるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 現在、もちろん行政改革大綱の目標というものはございますが、人口の減少に歯止めをかけるということで、国全体で総合戦略を推進しているところでございます。その中で、現在大型のプロジェクトが幾つも進行しているところでございまして、今、実際にそういった大型事業、やらなければならない事業を考えた場合には、円滑な事業の推進に向けて、職員数も増やさざるを得ない状況にあるということでございます。

また、大型事業だけではなく、平成30年度から高知県から開発許可等の権限移譲を受けたということをごさいます、その体制強化がどうしても必要になったわけでごさいます。それと同時に、先ほど西山議員もおっしゃったとおり、0歳児保育の受入れ拡大を行うということになりますと、保育士の確保ということが、増員が必要になってくるところでごさいます。

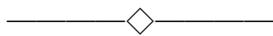
その行政改革大綱や行政実施計画の目標数値というのは確かにあるところでごさいます、それをクリアすべく取り組んでいくというのは、もちろん目標管理の上では必要なことであるわけでごさいます、その目標を設定したときより後にも、いろんな、人口減少を抑えていくための取組も始めたわけでごさいます。その中では、住民ニーズに応える、人口減少に歯止めをかけるため、また職員の健康面も配慮をすると、やはり必要な人員は確保せざるを得ないということで、人員増につながっているわけでごさいます。

今後は、現在進めております各プロジェクトの進捗状況を見ながら、今どうしてもやらない事業がありますので、それが終わった後、そこの全体の職員の定数管理っていうものはどうあるべきかっていうのを、再度見直したいと思ひます。以上です。

○議長（土居恒夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時58分 休憩



午後1時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。3番西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 定員管理につきましては、今議会に職員定数条例の改正案も提案されますので、また質問する機会もあると思ひますので終わりにしまして、2項目めの子育て支援・少子化対策について質問させていただきます。

まず保育行政についてですけれども、1点目として、施設利用申請決定等についてであります。既に来年度の入所申請が始まっていますが、保育所の入所について、市民からよく耳にする中に、兄弟が別々の保育所に通って困っているというような声を聞きます。この問題については、3月議会で丁野議員が質問されましたが、兄弟が別々の保育所に通うということになると、複数園への送り迎え、そして保護者会活動など、保護者に大変な負担がかかります。それだけでなく、行事が同じ日に重なったら保護者が参加できないということで、児童にも非常に寂しい思いをさせるということがあります。3月議会での子育て支援課長の答弁では、令和元

年において、全体で転園希望者の67%、3分の2が転園希望がかなったと。逆に言うと3分の1はかなってないということになります。年度途中の転園希望を解消するためには、年度当初から兄弟が同じ施設に通えるような入所決定がされたらいいのではないかなというふうに思います。その保育所の入所決定については、保育を必要とする度合いを指数化して、その点数順に決定されるわけですが、それは南国市保育施設等の利用調整に関する要綱の別表に定められています。その中の調整指数として、兄弟姉妹が既に入所している保育施設を希望する場合、18とあります。比較してみますと、例えば、独り親世帯では30と、そういったものがありますけれども、この指数については市町村が独自に決定できるというふうになってるはずで

す。

では、子育て支援課長にお伺いしますが、この指数について、先ほど述べた兄弟姉妹が同じ保育施設に通うための点数、これをもう少し大きくはできないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 教育・保育施設の利用調整は、就労証明などによりまして保育を必要とする状況を確認し、保護者の状況などを基本指数で、家庭の状況などを調整指数で表し、この指数の合計が高い世帯より保育の必要性が高いと判断し、その点数順に入所決定を行っております。西山議員の言われますように、現在、教育・保育施設を利用されている御家庭で、下のお子様を同じ施設への入所を希望されても別々の保育施設へ入所になってしまう御家庭がございます。これは、入所された方に比べますと、調整指数の兄弟姉妹が既に入所している保育施設を希望する場合の指数を加えましても点数が低かった結果でございますが、保育に欠けるお子様が同じ教育・保育施設を利用することができない場合は、議員の言われますとおり、複数園の送迎により保護者の負担は大きくなりますし、行事が重なることによりお子様に寂しい思いもさせることもあろうかと思っております。このため、こういった状態が長く続くことを解消する必要は感じておりますので、調整指数の見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 見直しも検討されるということですが、兄弟と別の施設に通わなければならない状況になるのは、特に育児休業明けなどの年度途中入所の場合に、希望するところが定員いっぱい空きがない状態になっているということがあると思います。来年度の年度当初のゼロ歳児の受入れ、これは大体全体でどれくらいでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 令和3年度のゼロ歳児の受入れ定数は確定しておりませんけ

れども、令和2年12月1日現在の南国市内の教育・保育施設を利用されているゼロ歳のお子様は130人となっております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） そしたら、130人以上というふうに推察しますけれども、3歳未満児については、1人の保育士の受持ち定数が、ゼロ歳は3人、1・2歳は6人ということで、保育士の確保も必要ですけれども、その前に乳児室などの施設整備が必要だというふうに思います。公立でのゼロ歳児保育は、あけぼの保育所に続いて長岡西部保育所でも実施される予定ということですが、では市長にお伺いしますが、市長はゼロ歳児保育の拡大を重要施策に上げられていますが、今後の計画についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 本年度より、あけぼの保育所で0歳児保育を開始しております。また、長岡西部保育所におきましても、新園舎の完成後に0歳児保育を開始予定となっております。今後も施設の更新に併せまして、0歳児保育等の低年齢児保育の充実を図っていく必要があると考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 施設の更新の際に充実していくということですが、これが進まない、年度途中の入所申請の場合に待機児童を作ってしまうことがあるということですので、検討をお願いしたいと思います。

先ほど年度途中の待機児童を解消するためには保育施設の整備が必要と申しあげましたけれども、それでは次の施設の整備について質問させていただきます。

昨年12月議会で私の質問に対して企画課長が、子育て関係におきましては、待機児童ゼロ維持というのを目標としておりますけれども、年度途中の低年齢児に一部待機が発生しており、これらに対応する環境整備が今後の課題であると答えられております。そこで提案ですけれども、公立保育所では入所児童が減少して、建物としては余裕がある保育所もあるのではないかなというふうに思います。そういった施設を改修することによって、ゼロ歳児などの低年齢児保育の定数を増やすことが可能ではないかなと思いますが、子育て支援課長、理屈的にはどうでしょう。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 西山議員の言われますとおり、公立保育所の入所児童数は減少していると思っております。ただ、現在、公立保育所におきまして、全保育所で1歳児から

5歳児までの幼児、児童を受け入れておりますけれども、保育室が不足している現状がございます。このため、4歳児・5歳児の混合保育やホールを使用して保育を行っている現状がございますので、既存の保育室を改修しての乳児室の増設は難しいのではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 課長は難しいというようなお答えですけれども、では市長にお伺いしますが、年度途中での入所申請において、待機児童を解消するためには、やはり乳児室などの施設改修が必要だというふうに思います。そういったことを積極的に進めていくのはどうか。市長はどう思われるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 現在のそこの利用状況からいいますと、子育て支援課長が答弁しましたとおり、乳児室の設置につきましては、ちょっと現実的には難しいのではないかと思います。施設を新しく整備するというでないと、改修は、空き室がないということであれば難しいので、先ほど答弁させていただきましたように、施設の更新とか、施設整備を図るときに同時に整備するというで考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 施設の改修に併せるということで、私から言うたら、いつになることかと、残念な答弁かなというふうに思いますけれども。

次にお伺いしたいのは、以前の議会でも指摘させていただきましたけれども、明見保育所の増改築についてです。明見保育所駐車場、ホールの増築に関する請願が、議会で採択されたのが昨年の3月13日です。1年半以上が経過しました。昨年12月議会でも指摘させていただいたように、保育施設へ通う大篠地区の児童のおよそ4割は地区外の施設へ通っている、この現実を解消するためには、明見保育所の増築は有効でないかなというふうに思います。明見保育所はもともと保育施設が3室しかないということですので、そもそも受入れに無理があります。したがって大規模な増築を検討してはどうかと申しあげましたけれども、市長からは、南国市全体では未就学児の減少が予想される場所で、ホールを使って保育を行っている現状は解消しなければならないと考えているが、増築の規模となると、大篠地区周辺の保育をしている児童数に与える影響もあるわけで、よく検討する必要があると思う、と消極的な答弁でした。けれども、増築そのものについてはできるだけ早く増築に向けた取組を進めたいというふうな答弁がありました。では、1年が経過して、請願採択からは1年半経過しましたが、その後の取組状況はどういうことでしょうか、子育て支援課長。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 現在、購入を計画しております用地につきましては、農地でございますので、耕作をされている地権者の方や代替農地の地権者の方などとお会いし、購入の意向を伝えさせていただいておるところでございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 先ほども申し上げましたように、周辺の保育所について低年齢児向けの施設整備を進めて、明見保育所は大篠地区の児童をできるだけ受け入れると、そういった対応も一つの方法だというふうに思います。ただ、低年齢児を周辺の保育で入所を受け入れるとなると、ここでまた兄弟と別の保育所に通うというようなことも危惧されるわけですが、それは年度途中の緊急避難的な対応として、翌年度には兄弟と同じところへ転園できればいいと思います。優先順位で言うと、どうしても待機児の解消が先になりますので、このあたりも含めて検討していただければと思います。

では次に、民間保育園の施設移転についてお伺いします。

まず、十市保育園と稲生保育園のことですけれども、昨年12月議会で子育て支援課長から、十市保育園と稲生保育園につきましては高台移転の協議を運営法人と行っています。通常の建て替えの支援ももちろんですけれども、津波浸水区域からの移転に関する補助金などの制度を活用しながら支援を行っていきたいと考えていると答弁がありました。また、同じ12月議会で浜田和子副議長の保育行政に関する御質問の中で、十市保育園と稲生保育園の統合と併せた移転計画についての御質問、そして統合については運営法人じゃなく市の考えであるということを確認した上で、稲生保育園の存続に関する御指摘、あるいは高台移転と統合は別の問題だという御指摘がございました。これに対して市長は、早く津波浸水区域から移転したいという思いもあるのも事実であり、今の流れのまま検討していきたいと答弁されてます。さらに、次の3月議会での浜田和子副議長の御質問では、稲生地区の住民の皆さんへの周知不足、地域への説明が先か市の方針決定が先かという御指摘もございました。では、その後、どのような対応をされたのでしょうか、子育て支援課長。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 御質問のありました保育園の保護者の皆様全員に呼びかけての説明会は、新型コロナウイルス感染防止もありまして、開くことはできておりません。稲生保育園では9月3日に、十市保育園では9月28日に、保護者会の役員の方々にお集まりいただき、御利用されている保育園は津波による浸水が予想されていること、このため市として移転

を検討していることをお伝えしまして、また今まで説明できなかったことに対しておわびをさせていただきます。また、どちらの説明会でもより安全な場所への移転の要望をいただいております。また、それぞれの地域の皆様に広く集まっていただき、説明をさせていただくこともできておりませんが、稲生地区におきましては、11月13日に稲生ふれあい館で催しがございましたので、主催者の方に許可を得まして、稲生保育園の移転を検討していることを参加者の皆様にお伝えさせていただいております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 津波浸水区域からの移転に関する補助金を活用して、大湊保育所の廃止のときと同じ考え方で、まずは子供たちの安全第一ということを優先すべきであると。そのため候補地を探すことが大切であるということです。十市保育園と稲生保育園は公設民営ですので、市が責任を持って土地取得に取り組むべきであると思います。その点を市長はどう考えられますか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 御質問の保育園の建物は、南国市が建設し経営主体である社会福祉法人に無償貸与しております。用地につきましては、南国市有地または市が借り受けた土地となっております。移転が可能な南国市有地があれば御提案することができますが、現在のところ、適当な市有地はないところであります。また、新しい園舎は法人所有となることや、入所定員につきましても、経営主体が決定しています現状がありますので、そういったことを考えますと、南国市が購入するのではなく、経営主体の理想とする保育が実現できる園舎を建築することができる用地の購入をサポートしていきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 津波浸水対策という重大な課題を含む移転ですけれども、今のお答えだと、土地を法人に買わせる、何かいささか驚きましたけれども、移転に伴い土地も建物も法人所有にして、公設民営から民立民営にするということだというふうに思います。市が身軽になって法人に相当の負担がかかるということですが、今現在、最初から民立民営である吾岡保育園についても移転を検討されていますが、市としての対応はその後どうなっていますか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 吾岡保育園さんも、現在立地している場所からの移転を検討されておられます。移転を検討している場所の地権者の方にも私もお会いしまして、吾岡保育園が移転を検討していること、移転の際には御協力をいただけるようお願いをしております。

以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 十市保育園、稲生保育園、そして吾岡保育園、いずれもなかなか進んでいないような状況かなと思いますけれども、どうも市の主体性というよりも法人任せかなというふうに感じてしまいます。

ところで市長にお伺いしますが、南部の津波浸水対策を含めた保育園の移転計画、また中央地域での児童数増加に対する施設整備など、民間園の抱える課題が非常に大きくなってます。そういった課題の支援について、財政的支援のほか、移転などの手続への支援など、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 社会福祉法人が運営する保育園は、社会福祉法人が建築した建物で保育を行う保育園と、南国市が建築した建物で保育を行う保育園がございますが、多くの園で建築から一定の年数が経過しておりますので、建物の更新や大規模改修が必要となってきております。また、津波の浸水対策を考えますと、移転が必要な保育園もございます。

このような建物の建築に対しましては、基本的には従来どおり補助対象経費に対する社会福祉法人の負担をなくすよう、財政支援を続けていきたいと思っております。また、移転などの手続への支援でございますが、南国市内部の手続につきましては、子育て支援課を窓口として、関係各課との調整を図っておるところでありますし、移転先につきましては、現在の建物の所有にかかわらず、社会福祉法人と協力して用地の確保を図っていきたいと考えております。

○市長（平山耕三） 西山議員。

○3番（西山明彦） 土地は法人に買ってもらうということで、社会福祉法人の用地購入ということで、法人も大変な負担になると思います。南国市は、保育所の民営化、あるいは統廃合によって、現在は公立園は6園になっていて、入所児童数は4人に1人というような状況になってます。7割5分の児童の保育を民間に委託している現状です。なかなか直営に戻すわけにもいかないと思いますけれども、運営は市が責任を持って支援するべきだと思います。いずれにしても、5年先、10年先を見据えた保育行政計画をしっかりと立てて、子育て支援を行っていただきたいというふうに思います。

次に、子育て支援・少子化対策の2点目、不妊治療について質問します。

菅政権の看板施策に、保険適用などの不妊治療に関する施策が上げられています。現在の国の支援制度では、初回30万円、2回目以降15万円ですが、44歳未満という年齢制限、それから

730万円未満という所得制限、通算6回という回数制限があります。今回、その所得制限や事実婚への助成などが検討されているということで、今年度中に、2回目以降も30万円、回数制限も通算6回を、子供1人につき6回、事実婚も対象にすると、そういった見直し案も検討されているようです。また、不妊治療の保険適用については、厚生労働省が体外受精や顕微授精などのうち有効性や安全性が確認されたものを新たに対象に加えるなどの検討もされているようで、令和4年度からの適用を目指しているということです。

では、まず保健福祉センター所長にお伺いしますが、現在の南国市における不妊治療に関する支援制度ですけれども、市の独自支援制度、あるいは県独自の制度にはどのようなものがあるか、概略で構いませんので教えてください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 南国市の独自支援制度は、高知県の制度への上乗せ助成となっております。まず、高知県独自の助成制度から説明いたしますと、高知県特定不妊治療費助成制度は、保険が適用されない高度な治療である体外受精や顕微授精を対象に行っております。国の制度と違っている点は、初回の30万円は同じですが、2回目以降6回目まで1回につき20万円となっております。所得制限は国と同じですが、年齢制限はありません。

南国市の助成制度には2種類あり、1つは南国市特定不妊治療費助成事業です。これは、高知県特定不妊治療費助成制度を利用した夫婦が負担すべき金額から、高知県からの助成を受けた額を控除した額について、1回につき10万円を上限に助成しております。給付回数、期間については、高知県の制度に準じております。もう一つが、南国市一般不妊治療費助成事業です。対象者などの要件は高知県の制度と同じですが、対象治療が保険適用がある不妊検査、タイミング療法と保険適用がない人工授精の3つを対象にしております。助成額、助成期間は1年ごとに5万円を限度に2年間受けられます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） ほとんどが県が国の制度の上乗せ、南国市はさらに県への上乗せというような形だと思いますけれども、国が今検討している助成制度、見直しが実現すれば、上乗せ助成もかなり少なくなるのかなと思います。

では、現在実際にその助成制度を活用されてる方は、ここ3年間、その数字で何組いて、予算的にはどのくらいなのでしょう。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 一般不妊治療のほうは、平成29年度が36組、助成金額

としましては167万6,136円、平成30年度は28組、助成金額が122万5,324円、令和元年度が16組、助成金額が69万990円です。特定不妊治療につきましては、平成30年度からの開始です。平成30年度21組、助成金額140万8,746円、令和元年度34組、助成金額243万1,052円となっております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 徐々に増加もして、年間で約50組、約300万円というような助成になっているということですが、今後、国の目指す令和4年度からの保険適用までは助成制度に頼るしかないということになります。その間にも不妊に悩んでいる方々の年齢は上がっていきますので、妊娠、出産に関わるリスクも増していきます。また、仮に保険が適用されても、高度治療など、まだまだ適用外の治療も多く、別の支援制度が必要となります。

では、南国市として独自の支援策を充実していくお考えはありますか。もしあるとすれば、具体的に紹介してください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 現在のところ、市独自の支援策拡充は考えておりませんが、国は今年度中にも助成制度を拡充する方針ですので、国、県の制度拡充に合わせて市の制度の見直しをする必要があると考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 独自のは考えてないけれどもということで、国の助成制度が拡充されたら、市としてはさらに助成の検討をお願いしたいというふうに思います。

ところで、11月16日付の高知新聞に、不妊治療両立困難83%という記事がありました、不妊治療と仕事の両立が困難だと感じるのが83%いるということです。治療のために急に仕事を休まなければならないなど、職場の理解が得にくいということのようです。経済的支援はもちろん重要な支援制度ですが、実態としては仕事の両立も重要な条件整備であり、職場での理解が求められています。不妊に悩んでいること、また不妊治療を行っていること、これを職場で明かすことにもすごい抵抗感があるのではないかなというふうに思います。そういった悩みを解決することも重要であり、社会における認識を高めることが必要だというふうに思います。

そこで質問ですが、南国市では不妊や不妊治療に関する啓発についてどのように考えておられるか、取り組んでおられますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 不妊治療費の助成制度については、不定期ですが市の広報でお知らせをしております。しかし、不妊や不妊治療についての社会や職場への啓発はできておりません。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） では、今後の取組としてはいかがに考えがございませうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 政府は来年度から、働きながら不妊治療を受ける人を支援するための職場環境整備に取り組む中小企業へ助成金を新設することを検討しております。不妊治療と仕事が両立できる環境づくりは、今後、政府が中心になって進められていくと考えております。

保健福祉センターとしましては、晩婚化などで不妊治療を受ける夫婦が増加していること、妊娠率は30歳代後半から急激に低下することなどを考えますと、女性が自分の人生設計を自分でできることが解決策の一つではないかと考えます。そこで、学齢期から思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期の健康状態を理解して、ライフプランが立てられるような健康教育が重要になってくると考えております。どのような形で健康教育ができるのか、具体的な取組は今後考えていく必要があると思っております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 今後考えていくということで、比較するのは適当かどうか分かりませんが、認知症については、認知症とはどういうものか、どう対応すべきかということで、認知症サポーター養成をはじめ、社会全体の問題として認知症を正しく理解する周知を図っています。先ほどの高知新聞の記事では、厚生労働省によると、不妊の検査や治療を受けている夫婦が約5.5組に1組と、想像以上に大きな数字だと思います。この高知新聞の記事の中で順天堂大学の遠藤源樹准教授は、不妊治療を続けやすい制度や風土づくりに努めるだけでなく、学校や職場で不妊治療や妊娠に関する教育を充実させていくことが重要だとおっしゃっております。どうも望まない妊娠を防ぐための教育に視点が行きがちかなというふうに思ったりしますが、それでも、妊娠、出産を望む立場での教育、これが必要だと思います。

そこで教育長にお伺いしますが、保健福祉センター所長からは健康教育の必要性も話に出ましたけれども、教育現場での取組、単なる性教育ではなくこういった視点に立った教育についてどうお考えか、所見をお伺いします。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 性に関する指導につきましては、小学校から高等学校まで、教育活動全体を通して、児童生徒の発達段階に応じた内容を学ぶことになっておりますが、西山議員のお話にもありましたように、妊娠、出産を望むかどうかはさておき、そういった教育の必要性はあるというふうに考えております。晩婚、晩産化が進む中で、妊娠率は年齢が上がるにつれて低くなっていくことや、第1子を早く出産することで2子、3子の出産にもつながることなど、適切な時期に適切な治療を受けることが、自らの人生設計や家族計画の選択肢の広がりになることを知っておくことは、学校教育の中においても非常に大切なことであるというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） やはり学校、または社会全体での認識が必要になってくるというふうに思います。不妊治療については、医学的あるいは倫理的な問題もあって、専門家の中でも賛否が分かれる面もあるというふうに思います。また、親子関係という民法上の問題など、大変難しい問題を含んでますが、少子化対策としてはとても重要な課題の一つであるというふうに思います。子供が欲しいという方々の願いをかなえるために、市としてもぜひ充実させていただけますようお願いするとともに、子供を産みやすい、そして育てやすい、市民にやさしい南国市の実現に向けて、保育行政や教育を含め、ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、3項目めの大型プロジェクト事業について質問させていただきます。

まず、（仮称）中央地域交流センターについてであります。本体工事の竣工が来年11月になると聞きましたが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 工事ヤードを囲ってありまして、なかなか外から見えにくいとは存じますが、今月の定例会で、建築、機械設備、電気含めたものでございますが、スケジュールどおり進捗しているとの報告を受けてございますので、予定どおり来年11月末の竣工を目指しております。竣工後は、既存施設、大篠公民館の撤去・解体工事と、大篠公民館があったところも駐車場になるわけでございますので、外構工事を行ってまいります。

○議長（土居恒夫） 西本議員。

○3番（西山明彦） 予定どおり進んでいるということですが、今現在、工事中のため駐車場が狭くて大変不便をしております。この駐車場の整備についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 先ほども申しました工事ヤードを囲っておる、その範囲が非常に広いものですから、現在、大篠公民館ですと玄関前の一部、これは川に仮設橋が架かってますので、そちらから進入していただく。あと中央公民館につきましても、工事ヤードが大分囲いが張り出しておりますので、東側に数台というのが現状でございます。竣工いたしますと、旧の上下水道局の前と解体した大篠公民館の跡あたりが敷地内の駐車場になります。不足しますので、川をわたって西が市道体育館西線が拡幅をされております。市道体育館西線沿いで用地を確保して、そちらに駐車場を80から100台程度、整備したいと考えており、現在は測量・造成設計、事業認定申請書作成等の業務を行っております。先ほど申しました大篠公民館撤去解体工事の際には、またそこを工事ヤード、囲うわけでございますので、それまでには整備したいと考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 確認ですが、体育館西線の向こう側、反対側のところは、解体を始める前に整備するという事でよろしいですか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 現在、それを目指して計画をしております。もし仮に遅れるとなれば、舗装を一時止めておくとか、どうにか利用者が止められるようなことはしなくちゃいけないということにはなりますが、来年の11月末までには舗装も終えた別途の駐車場を整備したいと、今の段階では計画をしております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 解体までには駐車場が80台から100台と言いましたね、整備を予定しているということです。

次に、建設課長にお伺いしますが、進入路となる市道稲吉篠原線と体育館西線について、3月議会での前課長にお伺いしたときは、体育館西線の拡幅工事はセンターの開館までの完成を目指しているということですが、それで工事も進んでいるようですが、稲吉篠原線については、現在用地交渉をしており、何年度完成という確約はできないと、事業規模からしても一定の期間が必要とのお答えでした。では、その後、現在の進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（濱田秀志） 稲吉篠原線につきましては、安全な通行の確保と住民の利便性を図ることを目的として、交付金事業を導入して整備に取り組んでおります。御質問の進捗状況で

すが、本路線の整備につきまして、東から西へ順次実施していく計画で進めており、本年度は市道体育館西線と市道稲吉篠原線の同地権者から協力をいただき、用地買収、工事を実施することができました。今後も継続して地権者の意向を尊重しながら、用地買収、物件補償、借家人補償交渉を進めてまいります。また、（仮称）中央地域交流センターの進捗に合わせて、各関係部署との調整を図りながら進めていく予定であります。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 稲吉篠原線につきましては、この中央地域交流センターの計画の前に既に市道認定されていたということで、中央公民館の建物の上を通るようになっていたため、交流センターの開館には間に合わないかなというのは一定想像もできます。それでも、できる限り早期の供用開始ができるように御努力をお願いしたいというふうに思います。交流センターが完成しても、駐車場が狭くて道路もできてなければ、十分な利用はできません。ものづくりサポートセンターの場合も、正面玄関の前の南の都計道路が供用開始が開館より後になるということで、諸事情もありますので一定も理解しますが、施設整備とそれを利用するための環境整備の順番がどうかというふうに感じます。宝の持ち腐れとならないように、早期の道路供用となるよう御努力をお願いしたいと思います。

最後に、新図書館について質問します。

今年度の当初予算に土地購入費3億5,000万円弱、補償費2億500万円など、関連予算が6億1,900万円余り組まれています。新型コロナの関係で、ワークショップなどもなかなか開催できずに、計画どおりに作業が進んでいないのではないかなと非常に心配しています。そういったことで、進捗状況は今どうなっているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 御指摘のとおり、新型コロナウイルス等の関係もございまして、多くの住民に参加していただくワークショップ等の開催には至っておりません。また、用地取得についても難航しておりまして、境界立会とそれに伴う用地の測量に伴う確定、土地鑑定評価につきましても未実施でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 用地取得が難航しているというようなことで、図書館の建設については、立地適正化計画に基づいて国費を見込んで進められているということで、令和3年度まで、繰り越しても4年度までに仕上げないといけないというふうに思いますが、そのあたりは大丈夫なのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 国土交通省には工程の1年延長を願い出ているところがございます。許可をされますと、令和2年度予算の大部分を1回落として、また3年度のほうに再度計上をするということになろうかと思えます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 国との関係があるのかなというふうに思います。私は3月議会で、立地適正化計画による国費を見込んで、この際にみたいな感じで慌てて建設予定地を探して計画を立てたような印象があると、本当に適切な判断なのかという疑問を投げかけさせていただきました。土地取得には難航しているということですが、市長はそのとき、市の中心部に図書館が立地することが中心部を魅力ある地域にする上で大きな効果がある、国庫補助金2分の1、交付税措置もある、と言われましたけれども、国庫を当てにして急ごしらえの計画ではなかったのでしょうか。市長、どうお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 以前にも申し上げましたように、図書館は南国市立地適正化計画において、中心拠点誘導施設として位置づけられておりますので、この計画の区域内で建設をすることが前提となります。当区域内は当然のことながら市街化区域でございますので、建設予定地につきましてたくさんの候補地があるわけではございません。急ごしらえとの御指摘でございますが、現在の図書館は旧法務局を払い下げていただき整備した図書館であるため、手狭であると同時に駐車場も少なく、建て替え要望も以前からあったと承知しております。その建て替えが有利な補助事業によりまして実施することは、やはり中心部を魅力ある地域とする上で大きな効果があると見込んで選定したものでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○市長（平山耕三） 西山議員。

○3番（西山明彦） 立地適正化計画の中で、中心市街地の活性化ということで、有利な補助制度もあるということで、それが立地適正化計画で繰越しても4年度までというようなことで、やっぱり急なことではないのかなというふうに考えます。図書館というものは、建てれば何十年も利用しなければならない、そういったことでは、図書館の中身を十分に検討をして、その上で適地を探すというのが、3月議会でも指摘させていただきましたけれども、そういう方向がいいんじゃないのかなというふうに思います。生涯学習課長によると工程を1年延長を国にお願いしているということですが、今年予算の中に既に実施計画の委託費も含まれています。

どうも先が見えてこない。計画の変更、あるいは最初から仕切り直すというような考え、そういった判断も必要じゃないかなという時期が来るのかもしれないと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今は中心市街地の魅力あるまちづくりということで進めておるところでございまして、その中心部にぜひとも図書館が欲しいということで進めているわけでございます。まずは、この図書館の実現というのを精いっぱい努力して進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 先ほども言いましたけれども、図書館というのはどんなものにするのか、市民とじっくり考えて、そしてどのくらいの規模が必要なのか、そういったことが先じゃなかったのかなというふうに思います。立地適正化計画で補助金がもらえるからというふうに走ったような気がしてなりません。十分な議論ができてないままではいけないのではないかなというふうに私は思っています。少なくとも今の段階で、私にはどんな図書館にしたいのかという市長のビジョンが見えてこないという気がします。ものづくりサポートセンターも仕上がって姿を現しました。あの建物は、何か宇宙船をイメージしたと聞きました。あれほどの造作が必要だったのかなと。造作が多ければそれだけ建築費が膨らむ、今後の維持費も必要になってくると思います。予算には限りがあって、もう少し簡素でもよかったのではないかなと思うのは私だけでしょうか。図書館も、先ほど言いましたが、何十年も市民が利用する文化施設です。中央地域交流センターも同様ですけれども、市民が有効に活用できる施設となることを願っております。嫌口を言いますけれども、図書館の建設ということ、西本議員の質問の中で市長が2期目へ挑戦するということをおっしゃいましたが、図書館の建設ということで、単に市長の実績づくりに突き進むというようなことがないようお願いします。ちょっと嫌口ですけれども。

まだちょっと時間がありますので、大型プロジェクトとまでは言いませんけれども、市長の政治姿勢の来年度予算のところで、箱物の整備ということですが、1件だけ言わせていただきたいというふうに思います。市長の掲げる重要施策に、冒頭でお伺いしましたように、中心市街地の活性化というのがあります。その中心市街地で児童数が県下一になっている大篠小学校。大篠小学校は、実は再来年、令和4年度に創立150周年を迎えます。そこで、地元の要望ということもありますけれども、その節目として、記念というわけでもございませぬけれど

も、今、プールの改修をやられるということですがけれども、そのときに一緒に体育館の建て替えも検討されていたというふうに思います。もう既に雨漏りも修繕されたということですがけれども、改めて改築のほうも検討の一つに加えていただけたらなど。私、箱物行政に批判的なことも言ってますので、おかしいになるかもしれませんがけれども、大篠地区の地元の要望ということもあるので、150周年という記念するところでそういったことも、財政も非常に厳しい中で、頭のどっかに、片隅に置いていただければいいのかなというふうに思います。

そういったことで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 4番神崎隆代議員。

〔4番 神崎隆代議員発言席〕

○4番（神崎隆代） 公明党の神崎隆代です。通告に従いまして一般質問を行います。御答弁よろしく願いいたします。

住宅行政について、2点伺います。

初めに、市営住宅入居時の連帯保証人の削除についてお聞きします。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という目的があります。保証人が確保できないために入居の申込みができないという事態が生じないようにしていくことが必要ではないかと考えますが、市営住宅の入居の際の保証人の取扱いはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 神崎議員の御質問にお答えします。

南国市営住宅設置及び管理条例において、市営住宅の入居決定者は、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2名の連署する請書を提出することが必要となっております。ただし、市長が特別な事情があると認める者については、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる、となっております。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 今年の4月から、高知県や近隣の高知市、香南市は、保証人を入居要件から外しております。本市でもこのことについては検討されたと思いますが、削除されるに至っておりません。南国市が市営住宅の入居要件から保証人を外さないのは、どのような理由からでしょうか。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 保証人を外さない理由につきましては、家賃の滞納に対する人的担

保として連帯保証人を入居要件として残しているということです。また、高知県内の状況を見ますと、高知市、香南市を除く市町村は、入居要件として保証人を求めている状況でございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 先ほど課長がお答えになった特別の事情があると認めるとはどのようなことですか。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 特別な事情という事例としましては、過去に公共工事による立ち退き等に該当した方などがございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 特別な事情があると認められたのは、過去の事例では公共工事の立ち退きに該当した方ぐらいなんですね。南国市営住宅設置及び管理条例につきましては、国からの公営住宅管理標準条例案に沿ったものとなっていると思います。その中の住宅入居の手続に関する条例の3項に、市長は、特別な事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができるとあり、この3項についての説明にはこのように記されております。第3項では、保証人を免除する場合について規定した。保証人になってくれる人がいない場合でも、本人に家賃の支払いその他賃貸借契約に基づく債務の履行について誠意と能力があると認められるときは、保証人は必ずしも要しないからである。また、公営住宅が住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図ることをその役割としていことに鑑みると、入居者の努力に関わらず、保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行うべきである。つまり、市長が特別の事情があると認めるとはこういうことではありませんか。こういう過去の事例では該当したことがないということは、南国市では2人の連帯保証人を人的担保としておりますので、こういう規定があるにもかかわらず、応募する前に断念しているということです。この3項の保証人免除の規定からも、本来ならほとんどの方は保証人は要しない方だと思います。本来の市営住宅の目的を考えると、連帯保証人要件は削除すべきだと思います。国からも通知があったことと思いますので、その内容も併せまして、南国市は今後どうしていくのかをお答え願います。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 保証人のことについてですけれども、国からも平成30年3月30日付の国土交通省通知、公営住宅への入居に際しての取扱いについてにおいて、近年、身寄りのな

い単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されます。住宅に困窮する低額所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきとの考えが示されております。また、令和2年2月20日付国土交通省通知、公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについてにおいても、当面、引き続き保証人の確保を入居の条件とする事業者においても、通知の趣旨を踏まえ、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う、緊張連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をお願いしますと示されております。南国市におきましても、国の考えも示されていることから、市営住宅の入居要件から保証人を外すことについては前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 前向きに検討していただけるということですので、ぜひとも来年からできるような早い対応をお願いいたします。

次に、市営住宅の家賃滞納への対策についてお聞きします。

今議会に報告のあった2件の市営住宅明渡等請求訴訟の概要を説明していただけますか。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 報告の分ですけど、まず報告第1号について説明します。

報告第1号の入居者は、平成19年4月より市営住宅に入居いたしました。平成25年度から家賃の滞納が始まり、分割納付の申出がありました。その後、滞納解消のため、本人へ督促状を送付し、また電話や納付相談のための呼出し文書の送付を行いました。本人と連絡がつかない状況でした。その間、連帯保証人と連絡を取っておりましたが、昨年度に入居者と面談することができ、滞納家賃の請求と住宅の返還を求めました。その後も滞納家賃について納付もなく、住宅の返還も行われておりません。なお、連帯保証人に対しても支払いを請求しましたが、納付に至りませんでした。長期間にわたり家賃を滞納した結果、高額の滞納となり、今後も滞納家賃全額の納付が期待できないことから、市営住宅に係る家賃等の支払いの請求及び市営住宅の明渡しの請求に関する訴えの提起を行うに至っております。

また、続いて報告第2号について説明いたします。

報告第2号の入居者は、平成17年7月に市営住宅に入居しました。家賃について平成29年度から滞納が始まり、滞納となった家賃につきましては、督促状を送付し納付を促してござい

たが、完納には至りませんでした。昨年7月に本人が市役所来庁時に納付交渉を行ったところ、住宅の返還を求め、滞納となっている家賃を清算するように話をしました。昨年12月以降、本人と連絡が取れなくなったため、連帯保証人2名に対して訪問し納付交渉を行うも、納付は困難であるとのことでした。長期間にわたり家賃を滞納した結果、高額の滞納となり、今後も滞納家賃全額の納付が期待できないことから、市営住宅に係る家賃等の支払いの請求及び市営住宅の明渡しの請求に関する訴えの提起を行うに至っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 提起をされたわけですが、その勝訴判決後の流れを簡単に御説明願います。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 勝訴判決の流れですけれども、勝訴判決を得て、債務名義を取得した後の基本的な流れについて説明します。

家賃等の支払い請求につきましては、相手方に収入や預貯金等があることが分かれば差押えを行います。収入や預貯金等がない場合は、分割して納付していただくこととなります。また、市営住宅の明渡しについては、裁判所の執行官が強制執行になることを期限を定めて通知し、その日までに退去がなされない場合は、裁判所の執行官による強制退去となります。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 報告第1号については、平成25年度以降、滞納が発生し、入居者と連帯保証人に家賃を請求していたということですが、結果として長期間の滞納ということになっているわけです。滞納も長期間となると滞納額も高額となり、支払いが困難な状況に陥ることになります。滞納額が膨らまないよう、滞納が発生したら早期に対応し、場合によっては福祉事務所と連携しながら解決していくことが必要ではないですか。早期対応は、入居者にとっても市にとってもよいことです。市として、市営住宅の家賃徴収のルールや滞納対策マニュアルを作ったの対応が必要だと思うのですが、市の市営住宅の家賃徴収の流れや滞納解消への取組について御説明ください。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 市営住宅の滞納解消に向けての取組ですけれども、先月、改めて滞納対策のマニュアルを定めましたので、まずは市営住宅の家賃の徴収に係る基本的なスキームから説明させていただきます。家賃が納期限までに支払われずに滞納となった場合、まず督促状を発送します。それでも納付いただけない場合は、電話及び文書による催告を行い、自主納

付を強く求めることとなります。これらの対応を行っても滞納が解消しない場合には、滞納者本人の収入の状況や交渉経過等を勘案して、支払い能力を有する方には訴訟等の法的措置を行います。また、病気等により著しく多額の支出を要している方や著しく収入が少ない方については、家賃減免制度の活用を促すとともに納付の猶予を行い、福祉部局と連携して、生活の建て直しを含めた対応によって家賃を納期限内に納付いただけるよう対応することとなります。

また、続きまして、今後の家賃の滞納解消に向けての取組について説明させていただきます。

滞納対策マニュアルとともに今年度の滞納対策のスケジュールも立てて、このスケジュールに沿って、今月から納期限の翌々月に発送していた督促状を納期限の翌月に変更して発送することといたしました。また、現年度の収納率の向上のため、現年度分の滞納がある方を対象に催告書を今月中旬から順次発送し、納付を求めていく予定でございます。

納付催告書の対象となった方の中には、病気等により著しく多額の支出を要している方など、納付できない事情がある方もいらっしゃると思いますので、そのような方のために納付相談を今月中旬から下旬にかけて行うこととしております。納付相談のことは催告書にも記載しておりますので、日程調整のための事前の御連絡と必要書類等を持参していただき、滞納している方の状況をお聞きしながら対応することとしております。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 滞納がたまらないように改善をされているということで、よろしくお願ひいたします。課長がおっしゃいましたように、公営住宅に入居されている方の状況は様々だと思いますので、滞納している方に対して、一律の対応ではなく世帯の状況を聞いていただき、病気等で困っている方、失業等で著しく収入が少なくなっている方については、早期に福祉事務所へつなぐなど、きめ細かな対応をお願ひいたします。

次の質問に移ります。

「にじいろのまち」宣言についてお聞きします。

11月24日、高知市におきまして「にじいろのまち」宣言がなされました。多様な性の在り方への理解を深めることにより、誰もがお互いを認め、尊重し合いながら、自分らしく安心して暮らせるまちを目指すもので、今後、パートナーシップ制度を開始するということでした。

こうした宣言やパートナーシップ制度の創設についての所見を生涯学習課長、市長それぞれに伺います。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 性的指向、性自認についての問題は、高知県が掲げる11の課題

の中にもございまして、以前、スマイリーハート人権講座でも取り上げてきた課題でございます。こうした多様な性の在り方への理解を深めることは、重要だと認識をしております。パートナーシップ制度についてでございますが、これは同性のカップルを婚姻に準ずる関係と公認し、お互いをパートナーとして定義する制度でございますが、公認と申しましても法的な拘束力があるものではございませんので、各自治体が条例や要綱で定めますので、その効力も当然その自治体の中に限られるものでございます。「にじいろのまち」宣言と同種の宣言や、またパートナーシップ制度を創設することについては、南国市人権教育研究協議会や南国市男女共同参画推進委員会等で議論いただくほか、関係団体との意見交換を行っていきたくと考えております。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 市として、性的指向、性自認に関する人権課題に取り組む姿勢を示すものとして、「にじいろのまち」宣言のような宣言は有意義であると考えます。パートナーシップ制度につきましては、生涯学習課長がお答えしましたように、法的な拘束力はございません。実際の活用と申しますと、市営住宅への入居に際して同居家族として認めるといったようなことを事例として聞き及んでおりますが、まだ多くないようでございます。多くの自治体にこの制度が普及することによって、金融、保険やその他様々な民間分野でのサービスが拡大していくものと思われ、また国が何らかの制度化をするような機運も醸成されるものと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） それぞれ御答弁ありがとうございます。LGBTの方々への理解や支援をするという考えを持つ人をアライと言うそうですが、アライの取組を進めなければなりません。2019年2月の「広報なんこく」でLGBT、性的少数者のことに触れておりました。そこには、LGBTと言われる人は日本に13人に1人存在すると言われていたこと、またその割合を40人学級であれば3人程度、血液型がAB型の人、日本人の左利きの人等と例えられ、決して遠い存在の人ではないということが言えると記されておりました。岡山大学大学院の教授の調査によりますと、女性として生まれ男性として生きようとする人の8割が小学校低学年までに、また男性として生まれ女性として生きようとする人の約6割が小学校高学年までに性別違和感を自覚したと回答しております。また2013年、ホワイトトリボンキャンペーン、LGBTの学校生活に関する実態調査によりますと、小学生から高校の時期に自分がLGBTであることを誰にも言えなかったという方は、生物学的男子で53%、生物学的女子で31%に上りました。

同調査によると、相談することができた高校生以下の子供たちのおよそ7割が、カミングアウトの相手として同級生を上げています。教師や大人はLGBTの子供から相談を受けたことがなくても、子供同士でのカミングアウトが起きていることを想定しますと、クラスでの正確なLGBTの知識や理解を促す必要があると思います。これについての所見を教育次長に伺います。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 神崎議員の御質問にお答えいたします。

市内小中学校では、性的指向、性自認、いわゆるLGBTに関する学習を教育課程に位置づけておりまして、発達段階に応じた学習に取り組んでいるところでございます。先ほど神崎議員から調査のお話をいただきました。周りの友達も大人もしっかりと受け止めることができる環境づくりこそが必要であり、学校教育が果たす役割がいかに重要かということ認識を強くいたしました。一人一人に正しい人権感覚が身につくように、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 次長ありがとうございます。学校の中で誰にも言えず苦しんでいるLGBTの子供は身近に存在しています。相談しやすい体制を整えること、LGBTや性の多様性に関するポスターやリーフレット等を学校の廊下や保健室に掲示することで、認めていますよという発信となります。また、トイレのことや制服のことなどもあります。当事者が安心して勇気づけられる学校環境をさらに整えていっていただくことをお願いいたします。

京都市では、パートナーシップ制度を導入することにより、発行された受領証や受領証カードに、急病やけがなどで万が一の場合に備えパートナーの緊急連絡先の記入欄が設けてあるようです。京都市立病院では、これまでも手術同意や病状説明などに柔軟に応じてきたとのことで、民間にも同様の対応が広がることを期待しています。高知市も来年の2月にはパートナーシップ制度を導入するとのことで、早い対応をされております。南国市でも早い対応をお願いしたいと思います。先ほどの答弁で生涯学習課長は、これから議論し、意見交換を行っていくということでした。南国市人権教育研究協議会や南国市男女共同参画推進委員会等で議論いただくほか、関係団体との意見交換をということですが、いつから始めようと思われていますか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 早く始めたい思いはございます。例えば男女共同参画推進委員会は年2回開催しており、通常であれば次回は来年2月の開催ですが、新型コロナウイルス感染症

の状況次第では開催を見送ることもあり得ますので、現段階でいつからということとはなかなか申し上げることができません。また、パートナーシップ制度につきましては、教育委員会事務局ではなくて市長の部局で実施することが適切かと思っておりますので、庁内での体制についての検討も必要となってまいります。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 庁内の検討をよろしく願いいたします。パートナーシップ制度を取り入れていくためには、市の職員の意識も大切です。職員のためのハンドブックを作成しているところもあります。意見交換と並行してハンドブックの作成も進めるとよいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 先ほど申し上げましたスマイリーハート人権講座、例えば職員研修と市民向け講座と兼ねておるところでございますが、参加は全職員ということではございませんので、職員向けのハンドブック、または市民向けのリーフレットの作成等が考えられます。また、男女共同参画推進計画が改定予定になってございますので、その正本、あるいは概要版等でこの問題に触れていくということが媒体として考えられます。また、電子データにつきましては、ホームページ等への掲載ということも考えられますので、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 先進他市に倣うということは、まねをしているという観点ではなく、当事者に寄り添った考えで行ってほしいと思います。LGBT当事者が抱えておられる苦しみや不安は計り知れるものではありませんが、私たちにもできることはあります。行政ができる取組としては、支援体制を作ること、制度を見直すこと、意識を変えようということです。申請書等から性別欄を廃止など手続に関することや、夫婦と同様の対応での行政サービス等の見直し、相談窓口の明確化や窓口対応の見直し、新しくできる図書館にLGBT関連書籍のコーナー設置など、また災害時のトイレのことなど、こういうこともお考えになって進めていただきたいと思います。市民全体でLGBTへの理解を深めていただくための手だてとしては、先ほど課長がおっしゃられていたように、啓発リーフレットの作成も検討していただきたいです。さらに、これについては各課が連携して進めていく必要がありますので、各課長、どうかよろしく願いいたします。さらに、南国市がLGBTを支援するアライとなるために、まずは市民に対して、南国市はLGBTを支援しますと大きく宣言していただきたいと思います。市長

のお考えをお聞きします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 多くの人が性的指向、性自認について正しく理解し、多様な性の在り方を認める社会づくりのため、宣言も含めまして検討し、自治体としてできることを行ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 市長は宣言を含めて検討をしていただけるということで、ぜひ早く取り組んでいただきたいと思います。宣言をして初めて市民に伝わるのだと思いますし、宣言が意識を変える第一歩だと思います。宣言するという事は、パフォーマンスじゃなく、しっかり取り組むという市長の意思表示です。ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

子供のインフルエンザ予防接種費用の助成についてお聞きします。

コロナ禍の折、高知県は、高齢者のインフルエンザ予防接種におきまして本年度のみということで無料接種といたしました。南国市もそれに伴って無料となりました。高知市は、今回、子供のインフルエンザ予防接種におきましても高校生までもを対象に、10月1日から12月31日の期間内に任意で接種したものについての一部助成を開始いたしました。南国市は助成をしておりますが、高知市の今回の措置に対してどのようなお考えをお持ちになりましたか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 高知市は、令和2年度新規事業として、子育て世代の経済的な負担を軽減するために、1歳から中学3年生までの子供に対してインフルエンザ予防接種費用の一部を助成することとしておりました。しかし、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止という特殊な事情にあるために、臨時交付金等の財源を活用して、対象を高校3年生まで拡大しての費用助成だとお聞きしております。季節性インフルエンザの発症を抑えて、医療機関を受診する機会を減少する目的だということです。ここ1週間に高知市でのコロナ感染症患者が急増していることから見ますと、大変有効な事業であると考えます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 以前、私のほうからインフルエンザの予防接種に対する助成を御提案した折の御答弁では、国が定期接種としていないワクチンについて、市町村長の責任において行われるということは重大な責任を負うことになるということ、国が予防接種法の対象から除外していること、また社会全体の流行を阻止し得る積極的なデータがないということ、医療費を

減額できるかという算定は難しいということ、自治体の予防接種の財政負担が増加しているため国の動向を注視したい、などの御答弁をいただきました。先ほどの土橋所長の御答弁は、少し光が見えたような感じがいたしました。以前と違って柔軟に考えていただけるような気がします。

そこで市長にお聞きをしたいと思います。

子供のインフルエンザ予防接種は、法律に基づいて市町村が主体となって実施する定期接種ではありません。希望者が各自で受ける任意接種です。以前にも任意接種を前提とした上で助成をお願いしたわけです。南国市ではおたふく風邪のワクチンには助成しているわけですが、おたふく風邪のワクチンに全く副作用がないわけではございません。要は市長が決断するかしないかです。やるとなれば、中学生までは2回接種となっておりますので、1回目の接種は自己負担で受けてもらい、2回目の接種費用の助成をしていただけるのか、もしくは高知市のように1,000円の助成を最大2回までとするのか、金額や助成の仕方の検討や実施時期につきましては関係機関等とも協議をしていかれると思いますが、子育て中のお母さん方に対しまして、南国市は子供のインフルエンザ予防接種の助成を子育て支援の一環として近い将来やりますと、ここで表明していただけないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 以前は市のほうから、先ほど神崎議員さんがおっしゃったような、国が定期接種としていないワクチンであるというようなことで、なかなか実施の方向の見解ということは申し上げれなかったという経過がございます。今年につきましては、新型コロナウイルス感染拡大ということで、高知市のほうが高校3年生まで予防接種の補助を出したということがございます。そういった背景では、土橋所長から申しましたとおり、効果があったというような考え方もできます。そういう中で、このインフルエンザの予防接種に対する助成を行うということは、別に否定的な意見を言う必要はないのではないかと思うところであります。一定考えていく必要もあるのではないかと考えております。

しかしながら、今、この新型コロナウイルス感染症の拡大という中でございまして、これから新型コロナウイルスに対するワクチン投与ということも起こってくるのではないかと思います。実際に予防接種が始まると4万7,000人の南国市民が対象になるということでございまして、その予防接種に向けた動きということも起こってくる、起こす必要があるというようにも思います。その中でインフルエンザ予防接種が実施できるのかってということも、ちょっと慎重に考えないといけないとは思いますが、インフルエンザ予防接種については、その一部補助という

ことについては前向きに検討したいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） さっきも言いましたように、金額や助成の仕方、また実施時期につきましては御検討していただくということで、今の市長の御答弁からは、近い将来やりますということではよろしいでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 実現するように考えてまいります。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） ありがとうございます。それでこそ子育て支援の南国市です。平山市長、よろしく願いいたします。住民の声を受けて質問させていただきましたので、多くの皆様が喜ぶます。ぜひ早い対応をお願いいたします。

次の質問に移ります。

行政手続の簡素化についてお聞きします。

初めに、9月議会で質問いたしました高額療養費の申請に関する検討状況と結果についてお聞かせ願います。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 高額療養費の検討状況について御報告をさせていただきます。

70歳から74歳のみの被保険者世帯に係る高額療養費の申請の簡素化につきまして、このことに係る平成28年度の通知の中で、滞納者との接触の機会が失われること、また申請の手続が簡素化されている世帯に70歳未満の被保険者世帯員が加入すると世帯全体が簡素化の対象から外れ、70歳未満の加入・脱退の状況によっては、簡素化の対象・対象外を繰り返すことになること、またレセプト情報のみで支給額を決定することになるため、一部負担金を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること、また世帯主が死亡した場合に、その把握が遅れることで相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理をしてしまう可能性があること等、資格得喪の把握が遅れることで被保険者に対する高額療養費の過誤納付が発生すること、また高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することによりレセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うこと等の、主にこの5つの点をデメリットとして上げられまして、このデメリットがあることも踏まえた上で、手続を簡素化する可否かの検討をそれぞれの自治体で行っていただきたいという通知でございました。9月議会でこのことについて再度整理をすると答弁をしたところでございます。その後、現在実施する

自治体の状況もお伺いをいたしまして、南国市の現状を確認し、再度検討を行った結果について御報告をいたします。

滞納者との接触機会ということにつきましては、滞納は担当が把握しておりますので、簡素化の対象としないということ構わないと思いますし、世帯の異動についても把握ができますが、3つ目に上げました、レセプト情報と支払った一部負担金が一致していない場合があるところ、やはり引っかかってまいりました。実際、月に数件、領収書と医療費明細の本人負担の金額が異なっている申請がございます。それを把握する方法が、現状では申請における領収書の添付しかありませんので、当面は簡素化ではなく、窓口においでない郵送という方法もありますので、郵送での申請方法を分かりやすくするなど、希望者については窓口においでることなく申請ができるような工夫をしてみたいと思います。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 次に、おくやみ窓口の設置について、これまでの検討状況を教えてください。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） おくやみ窓口の検討状況について御報告をいたします。

市民課は死亡届の受付窓口ではありますが、これについては、庁内関係課、横断的に取り組む必要がありますので、内閣官房から示されておりますガイドラインも踏まえまして、企画課を中心として10月に関係課による検討会を立ち上げ、高知市の窓口の視察を行いました。高知市では、担当者の方から利用状況や利用者の評価、事務のやり方をお伺いし、実際に窓口の対応も見せていただきました。利用者の方にはおおむね好評ということでした。11月下旬に第2回検討会を行いまして、この視察報告を受け、引き続き南国市でどのように実施していくことができるかを検討することとなりました。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 検討チームを設置していただいている取組ありがとうございます。現時点では設置までには至っておりません。今後の設置スケジュールとしてはどうなるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 今後、各業務の窓口での手続を確認しまして、おくやみ窓口として完了するもの、各窓口に回っていただくもの、また申請書の記入内容、職員体制、設置場所が確保できるかなど、こういったことを令和3年3月末をめどに検討会で整理をしてみたいです。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 職員の皆様には御苦勞をおかけいたしますが、市民にとって利便性がよいものとなるよう、各課の連携の下、継続して御検討をお願いいたします。

次に、押印廃止と書面主義の見直しについてお聞きします。

今回のコロナ禍をきっかけに、行政手続や民間契約のデジタル化が大きく進もうとしています。その中で、財務省は年末調整や確定申告などの手続に必要な押印を廃止する考えを示し、警察庁においても、車庫証明や道路使用許可など警察への申請や届出の際に押印が必要な全315の手続で押印を廃止する方針を決めています。さらに警察庁は、押印の廃止とともに行政手続のオンライン化も検討していくようです。中央省庁では、約1万5,000の行政手続のうち99.247%の手続で押印を廃止できるとしています。このように押印廃止の流れが加速化していることを踏まえ、南国市においても、国の動きに合わせて準備を進めていく必要があると思いますが、取組状況はどうなっていますか。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 現在のところ取り組めておりません。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） まだ取りかかっていないということですが、99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、南国市の行政文書においても何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をしていかないとはいけません。そのためにも、今から押印の有無、要・不要についての洗い出しに取りかかるべきです。市単独で判断できるものについても同様です。いつから取りかかりますか。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

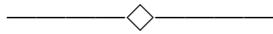
○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 行政手続における押印の廃止については、手続の効率化や簡素化など、市民の利便性を図るためには実施すべきであると考えております。早い時期にはと思っております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 押印廃止と書面主義の見直しについては、何よりも、先ほど課長が言われたように住民サービスの向上に向けての取組と言えます。今後、デジタル化が進んでいくことは分かっていることですので、押印の有無等だけでなく、手続様式の見直しも含めまして、庁舎全体でスピード感を持って取り組んでいかれることをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（土居恒夫） 10分間休憩いたします。

午後 2 時29分 休憩



午後 2 時40分 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員発言席〕

○15番（村田敦子） 日本共産党の村田敦子です。本日最後の質問者として、市民の方々の声を届けます。どうか御答弁のほどよろしくお願いいたします。

1 問目は、国保について質問をします。

国保加入者の平均所得は、協会けんぽ加入者の5割、組合健保加入者の4割、共済組合加入者の3割ほどしかありませんが、所得に占める保険料負担率は、他の保険が6%前後なのに国保は10%を超えています。また、南国市の国保料は県下でも6番目に高いものとなっており、払いたくても払えない方が少なくない状況です。国保加入世帯数と滞納世帯数、短期被保険者証交付世帯数と被保険者資格証明書交付世帯数をお聞きします。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 国保世帯数につきましては、4月現在ですけれども、6,546世帯となっております。このうち滞納等によりましての短期証と資格書の発行をさせていただいております世帯が526世帯となっております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 短期証と資格証明書と合わせて526世帯ですか。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） はい、そのとおりでございます。資格証明書は69世帯となっております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 以前にお聞きしたときは6世帯と聞いていたので、69世帯だったがですね。分かりました。資格証の交付は受診抑制を招き、病状を悪化させます。実際に医療生協病院に緊急搬送されたときは手後れで、回復できず数名の方が亡くなられています。新型コロナウイルス感染症患者も急増してきています。命に関わります。資格証明書ではなく、せめて短期保険証を交付していただだけませんか。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 先ほど数については御報告を申し上げましたけれども、現在、国保税の滞納をされている方につきましては、基準を設けて短期証、また被保険者資格証明書を発行しております。発行に当たりましては、窓口で事情を十分にお聞きし、なるべく資格証明書ではなく短期証に切り換えるというような対応を行っております。

また、資格証明書で医療機関を受診すると、御心配どおり全額を一旦自己負担をしていただくこととなりますので、医療機関を受診後れにつながるというような御指摘があることも存じております。医療機関を受診したいという御相談があった方については、その時点で短期証の発行を行っているところでございます。こういったこともございますので、そういった方につきましては、窓口に来にくいということもあろうけれども、なるべく窓口につないでいただくように御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） そのとおりで、なかなか窓口にはよう来ません。けれど、結局そのために受診抑制をして重症化して、その結果、もう緊急搬送されたときには手後れになり亡くなられてしまうわけです。他の自治体でも、資格証明書は発行しないとしている自治体もあります。南国市にはそういった努力、してはいただけないのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 事情はそれぞれおありになるということは理解ができるところでございます。コロナ感染症の関係では、現在全国でも、県内でもですけれども、資格証の発行を取りやめているというところはございますけれども、南国市はその対応は取っておりません。これにつきましては、やはり窓口においでいただいて御事情をお伺いした上で、どうしても払えないという御事情があるということでありましたら短期証を発行するというところで、全員の方について困窮してということが確認をできない以上は、今そういった対応を取らせていただいているところでございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） やはりそれは払っている人は払っているから、公平性という観点からっておっしゃるのではないかと思います。やっぱり命に関わる事態を招くということで、ほかの住民税とか、ああいうものとは少し違っているの、そこを考慮していただきたいと思うんですが。よその自治体ではそれをされているところもありますので、南国市はできないこともないのではないかと思います。もうそれを幾ら市民課長にお尋ねしても、市民課長

の一存でできることでもありませんので、できれば、そういうほかのことと違い命に関わることに限っては、もう少し柔和な、そういう政策であってほしいとお願いするだけです。

それでは、次に移ります。

子供が増えると負担が増える、均等割をなくさなければ子供も増やせません。子供の均等割をなくし、負担の軽減を図り、少しでも払える保険料にしていきたいと思います。全国知事会など、地方団体は国に均等割の見直しを要求しています。25自治体が独自に減免しています。市が行うのは無理でしょうか。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 子供に対する保険料につきましては、均等割という形で負担をしていただいております。確かに被用者保険については、子供に対して保険料を掛けるということにはございません。国保について、被保険者の方全員に均等割を御負担いただいているという制度でございます。これは子育て支援策ということで、仮に市独自で減免をいたしました場合に、市の単独の負担ということがかなり発生をしております。実際、今年4月現在の数字でございますが、小学生までですと514名いらっしゃいますので、これに均等割を減免をするということになると1,350万円の金額が必要になってきます。中学生まで、高校生まで、それぞれ673名、834名といらっしゃいまして、仮に高校生までの負担をしたということになりますと、2,190万円の単独財源が必要になってくるということでございますので、南国市といたしましては、これまでも市長会を通して要望をしておりますけれども、市単独ということよりは国の政策として、今後も要望してまいりたいと思います。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 小学生までで1,350万円、高校生までで2,190万円とおっしゃったがでしようか。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 高校生までで834名2,190万円と申し上げました。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） いつも市長もおっしゃっています。やはり子供が少ない、少子・高齢化、だんだん人口も減っていく。子供は増えてほしい、将来、今の子供たちに支えてもらうために子供を増やしていかなければいけない。そういうことに関して、子供の均等割を市が負担することで子供を増やしてもらう、そういう姿勢を見せていくことを求めたいと思うのですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 子育て支援ということで考えますと、いろいろ施策はあると思います。先ほどの神崎議員のインフルエンザというのも、子育て支援の一環であるというようにも思いますし、医療費の無償化、今中学校までですが、高校生までという市町村もあると思います。そういった施策としてはいろいろあるわけございまして、どれを選択するかということにもなってこようかと思えます。ただ、国保制度っていうものは、今、全国的な制度でございまして、県1を目指して取組も県下では進めているところでございますので、これはやはり国全体で同じような足並みでやっていただきたいと思うところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 知事会のほうでは、見直しを国のほうに要望を出しているとのことなんですが、市長会のほうではそれはないですか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 市長会でも要望は出していると承知しております。以上です。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） そしたら、都道府県のトップ、それから各市町村のトップがそういう要望を出しているのですから、できるところは独自にやって、その思いを国に見せていくってことだと思えますので、できるだけそういうお考えを持っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、2問目はインフルエンザ予防接種について質問をします。先ほどの神崎議員と重複するところがあるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

この季節に子供たちの保護者の方からよく言われるのが、予防接種の補助をしてくれんろうかねということです。特に今年は高知市が1歳から高校生ままで1回1,000円を助成すると新聞に掲載されたので、娘がシングルマザーで子供3人にインフルエンザの予防注射をしたら、1人8,000円で2万4,000円が要るがよ、年長さんと小学生やき、2回せないかんき、南国市は助成がないろうか。病気は無料だけれど予防接種は実費だから、などの声です。土佐清水市は妊婦と6か月から小学2年生の無料化で192万円、三原村は村民全員無料で342万円です。北海道七飯町は全町民2万8,000人に全額補助をしています。市も助成できませんか。1回4,000円としたら、必要な財源はどのくらいかかるかお聞きします。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） インフルエンザの予防接種費用につきましては、自由

診療のために医療機関によってそれぞれ違っておりますが、1回の接種料、およそ3,500円から4,000円の幅があります。先ほど4,000円での試算でということですので、4,000円の試算でお答えいたします。また、接種率は高齢者のインフルエンザワクチン接種率と同じ50%での試算といたします。インフルエンザワクチン予防接種ができるのは生後6か月からです。また、生後6か月から小学生までは2回の接種が必要です。生後6か月から小学生まで4,614人が4,000円で受けるとしまして、接種率50%で1,845万6,000円、中学生が1,250人で250万円、高校生が1,531人で362万円、合計2,401万8,000円となっております。すいません、訂正をさせていただきます。高校生の試算で1,531人の合計が306万2,000円でございます。失礼いたしました。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 全体で2,401万8,000円かかるということです。先ほど言われましたように、子育て支援もいっぱいあって、いろんなことにお金は使わなければならないのですが、その2,401万8,000円という数字はどのようにお考えでしょうか。市長、お願いします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） インフルエンザワクチンにつきましては、接種を始めると1年でやめるというようなことにはなりません。毎年毎年それを実施していくということが必要になってまいりますので、そういった意味では、毎年2,400万円が必要になるということでは、結構、経常的な経費としては負担として小さいものではないと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 子供の医療費の無料化をはじめ、そういう子供たちに対して市が努力をすることが、先々の子供たちが南国市を愛してくれることにつながっていくと思います。できることでしたら、ぜひお考えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

3問目は、就学援助について質問します。

GIGAスクール構想で児童生徒に1人1台のタブレットを使用さすということですが、各教室に保管と充電のためのキャビネットを備えるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 各教室に充電しながら保管できるキャビネットを備えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 多分、そのキャビネットって冷蔵庫ぐらいの大きさになると思うんで

すが、やっぱりスペースを取るということです。ICT教育が行える環境は、子供たちが活動しやすい教室の空間と教師が支援可能な少人数学級ですが、そういう環境整備ができるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の教室環境の整備につきましては、御指摘の教室の広さを変えるということはなかなか難しいことなんですけれども、教室の明るさということについては確保するために、照度について再度点検する必要があるというふうに考えております。

また、ICT支援員などの増員をすることによりまして、児童生徒への支援が可能な限りきめ細かくできるような体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 少人数学級にすぐすることはなかなか難しいことです。それから、言われたように教室の広さは変えられません。だから、そういうふうに照度を上げるとか、できることを、ただ子供に1台ずつ渡して使わすのではなくって、そういう環境を整えることも念頭に入れて準備をしていただきたいと思います。

原則、学内で使用ということで、学外への持ち出しはしないということでない、破損やなくしたりということが危惧されます。そして、ネット依存傾向者を新たに産み、視力の低下等の目の異常を引き起こしたりはしないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 来年度からすぐに家庭等の学校外でのオンライン学習ができる整備には至っておりませんので、現時点では、まず学校内でのオンライン学習ができる整備に取り組んでいるところでございます。御指摘のとおり、端末を持ち出す場合は破損等の心配もありまして、自己管理も含めてどう管理を徹底していくのかという、しっかりとしたルールづくりが必要だというふうに考えております。また、視力低下の問題やネット依存などの健康被害についても、当然配慮していかなければならないというふうに考えております。まず、私たち大人、教員が健康被害についての研修や学習に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 今でも、子供たちはタブレットとかスマホで家でゲームをしたりしています。それが学校から持ち出して家に持って帰るということは、それを余計過度に、そうい

う健康被害のような、ネット障害っていいですか、そういうことにもつながっていくと思うので、できればこの学校のタブレットは持ち出しはされないほうが。それぞれの家庭に、そういうパソコンあるおうちはそれを日頃に使っておりますので。

9月議会の岩松議員への答弁で、就学援助受給家庭で利用できる端末がないと回答した家庭数は354家庭中157家庭ということですが、子供の数は何名でしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 就学援助受給家庭での端末がないと答えられた157家庭の実際の子供の数につきましては、はっきりとした数字を洗い出しができておらず大変申し訳ございませんが、学校教育課では約300程度というふうに想定をしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） オンライン学習をするとなった場合、iPadを貸し出す予定というのは、1人1台の各教室で保管するタブレットを貸すということでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の貸出しの必要な状況となった場合、この貸出用については、現時点では本年度購入する予定のクロームブックという端末ではなく、これまで学校で使用してまいりましたiPadを貸し出す予定として、今考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） それがいいと思います。子供たちみんな1人1台の今度の分は、学校で保管して使わすっていうことのほうが、子供の成長とか、いろんなそういうトラブル、そういうことに関して、それをしたほうがいいと思います。端末がないとオンライン学習ができませんので、今までにあったもの、それでできるのでしたらそれを使用させるようにしたらいいと思いますが、それを貸し出したときに、学習以外に使用しないようにはできますか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） その件につきましては大変御心配をいただいているところですが、今考えておりますのは、不必要なアプリ等をダウンロードやインストールできないようにすること、そして不必要なアプリを使えないようにする対策を、現在考えているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番(村田敦子) それはしっかりしていただきたいと思います。子供にとってもよくないですので、不必要なアプリを使えないように、ダウンロードできないように、対策、きちっとかつちりとしていただきたいと思います。

また、ネット環境がない家庭数は141家庭で、モバイルルーターを貸し出すということですが、使用料が発生します。それは就学援助項目の中に新たに組み込まれるのでしょうか。

○議長(土居恒夫) 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長(伊藤和幸) 御質問のインターネット回線の通信料の問題が大変大きな課題だというふうに考えております。インターネット回線の通信費は、契約期間や、月に使用できるデータ使用量によって金額にかなり幅がありますため、契約期間をどう定めるのか、またデータ使用量の上限をどのラインで定めるかなど、予測が大変難しいといった課題もございます。仮に就学援助の費目として加えるとした場合、契約内容にもよりますが、多額の財政負担が生じてまいりますので、現在も慎重に検討をしている段階でございます。以上でございます。

○議長(土居恒夫) 村田議員。

○15番(村田敦子) 今回の子供たちにタブレット1人1台っていうのは、国、文部科学省が進めてることなんですけど、それをやるがやったら、家にネット環境がない、そういう人たちのことを考えて、就学援助の項目の中に新しい項目を入れないといけないと思うんですが、まだそれはそういう話にはなっていないのでしょうか。

○議長(土居恒夫) 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長(伊藤和幸) 現在、検討段階でございます。以上でございます。

○議長(土居恒夫) 村田議員。

○15番(村田敦子) 1人1台のタブレットを使用する学習やオンライン学習を進めるには、家庭の理解も必要です。厳しい家計の中で教育費を捻出している保護者にとって、子供のタブレット使用が負担にならないよう、経済的支援も行い、子供たちの学びに家庭の資力格差が及ばない配慮をすべきではないでしょうか。

○議長(土居恒夫) 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長(伊藤和幸) 先ほどの答弁に補足にもなりますが、インターネットの通信費については、受益者負担の観点から保護者負担とする考えと、教育の機会均等や保護者負担軽減の観点から市負担とする考えと、両面から、他市の状況も踏まえながら慎重に検討を行っているところでございます。

いずれにしても、全ての児童生徒が100%使用できる環境と体制づくりが大前提だというふうに考えておりますので、村田議員の御指摘のとおり、子供たちの学びの家庭による資力格差が生じないという対策は必要だと考えておりますので、そうしたことを念頭に対策を講じてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） そのこのところはとても大事ですので、かわいそうな子供にならないように、1人1台のタブレットを上手に使えるように、心のそういう負担のないように、環境、一人一人違いますので、そのこのところは考えてしてください。

今回のこの1人1台のタブレットなんですが、今回の経済産業省主導の日本版ICT教育戦略であるGIGAスクール構想が、経済界からの要求に基づき、教育を市場化する目的で進められています。強引な動きの背景には、公教育への参入を目指す民間企業の動きがあります。教師が研修をしている多様な学びを保障するICT教育でなく、子供の学習情報を教育産業が握るための施策が仕組まれており、それを憂慮されている保護者の方々もおられます。子供たちの健やかな学びにつながる配慮をお願いします。

4問目は、2021年度からの第8期介護行政について質問をします。

3年ごとの改定のたびにサービスは削減され、要支援1、2は自治体の総合事業となりました。12月の取りまとめに向け、厚生労働省諮問機関の社会保障審議会介護給付費分科会では、さらなる保険給付外しとICT導入による配置基準緩和を狙う論議がされています。7期計画との違いについてお聞きします。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 第8期介護保険事業計画策定に係る基本指針案が、本年7月に厚生労働省から示されております。社会保障審議会介護保険部会で議論が行われ、第8期計画における方向性としては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指した地域包括ケアシステムの推進、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた計画として策定すること等が示されております。基本指針の内容は、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進等で構成されており、検討されております。また、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症や災害への対策に係る体制整備等について、新たに計画に追加する項目となっております。

本市では、第7期介護保険事業計画のいきいき安心福祉のまちづくりの基本理念を引き継ぎ、南国市福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会で委員の御意見をいただきながら、現

在、基本指針に沿って第8期事業計画の策定作業を進めております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 今まで使えてきたサービスが使えなくなるような、そういう策定、それはなさないでいただきたいと思います。やはり必要な支援が受けられるような、そういう計画を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、安上がりのサービス提供のため、介護専門職員でなく、市民に生活支援を提供してもらうためにライフサポーターの養成事業を行い、登録してもらえる人にはライフサポーターとして登録をしてもらっていましたが、サービス提供は実現していますか。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 介護について、多くの方に理解していただき、新しい総合事業の担い手として活動していただくために、平成28年度より生活支援・介護予防担い手研修として、なんこくライフサポーター養成講座を実施しております。当初はライフサポーターに登録していただいた方に生活支援のヘルパーとして活動していただくこと等を想定しておりましたが、現在、その仕組みには至っておりません。しかし、ライフサポーターの研修を行うことで、家庭や地域で認知症を理解し、高齢者を見守る方を増やしていくことは重要であり、高齢者が安心して暮らせる地域、支え合い生活していく環境づくりを目指して、現在もライフサポーター養成講座を実施しております。今年度は12月2日から3日の日程で開催し、20名の方に参加をしていただきました。今回の講座は、介護保険制度の仕組みや介護サービスの利用方法、認知症の方への具体的な接し方などを分かりやすく説明する内容で実施をいたしました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 生活支援とかは介護専門の者でなければ少し難しいと思います。そういうこともあって、そのライフサポーターの方がそういうことには至ってないと思いますが、介護保険制度の仕組み、それから認知症のこととかを、そういうことを学ぶことはとても、自分の将来にとっても、それから自分の親とか身内の方々を見ていく上でもいいことだと思いますので、それは知識がある方が多いほうがいいと思いますので、それは引き続きしていったほうがいいと思います。

同じようなことで、認知症サポーターの養成講座もされていたと思うのですが、そのことは現在どうなっていますか。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 認知症施策につきましては、第7期介護保険事業計画におきましても優先的に取り組む事業として位置づけており、認知症についての正しい知識の普及啓発や相談支援体制の充実を図ることとして事業を実施しております。その一つとして実施している認知症サポーター養成講座の令和元年度の実績といたしましては、地域の集まりや金融機関、小学校などで合計18回開催しておりまして、受講者数は合計で307人となっております。2025年には認知症の高齢者の方が約700万人と推計されており、高齢者にとって身近な地域で認知症の理解者を増やしていくということは非常に重要と考えております。特に、若いうちから認知症を正しく理解してもらうことは、これから超高齢社会においても非常に意義のあることと考えておりますので、今後も啓発に力を入れ、さらに若い世代の認知症サポーターの養成を目指していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 認知症サポーターを養成することは、高齢者の心や体についての理解が進み、認知症の方が暮らしやすいやさしいまちとなります。介護保険からの給付もしっかりと行いながら、認知症サポーター養成を続けていってください。

以上で私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明9日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時21分 延会